

瑞穂市老人福祉計画
瑞穂市高齢者生き生きプラン
素案

令和5年 12 月
瑞穂市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 持続可能な開発目標(SDGs)	3
5 計画の策定体制	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の姿	5
1 高齢者の現状と推計	5
2 要介護(要支援)認定者の現状	8
3 認知症高齢者の推移	9
4 アンケート調査の状況	10
5 団体ヒアリング調査	32
6 本市の課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 地域包括ケアシステムを推進する上で重要となる視点	39
3 基本目標	41
4 計画の体系	42
第4章 施策の展開	43
基本目標 1 住み慣れた地域で元気に暮らすことができるまちづくり	43
基本目標 2 生きがいをもって生き活きと暮らすことができるまちづくり	48
基本目標 3 認知症の人と家族にやさしいまちづくり	55
基本目標 4 地域で安心・安全に暮らすことができるまちづくり	60
第5章 計画の推進体制	69
1 関係機関等との連携強化	69
2 計画の推進体制	69
資料編	70
1 瑞穂市老人福祉計画策定経過	70
2 瑞穂市附属機関設置条例	71
3 瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会名簿	73
4 用語解説	74

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の高齢化は進んでおり、65歳以上の人口は令和5年(2023年)1月1日現在で3,588万人となっており、総人口に占める 65歳以上人口割合(高齢化率)は、28.6%となっています。

また、高齢化の急速な進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増や、それに伴う介護離職の増加に加え、介護現場を支える人材不足とそれに伴うサービスの低下、高齢者虐待の危険性、大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応等、高齢者を取り巻く状況は課題が山積しています。

このような状況の中、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)以降は医療や介護の需要がより増加するとともに、サービスの多様化が見込まれています。

多様化する支援ニーズに対応するためには、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民をはじめとする多様な主体が地域の課題を「我が事」と捉え、積極的に参画するとともに、複雑化・多様化している地域課題を「丸ごと」受け止め、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められます。

今後は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域共生社会」の観点から、関連分野との連携をすすめるとともに、地域における共生・支援・予防の取組の充実といった、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が重要になるとともに、それを支える人的基盤の整備を進めて行く必要があります。

また、令和5年6月に成立された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることとされています。

本市では、令和3年3月に策定された「瑞穂市第8期老人福祉計画(瑞穂市高齢者生き生きプラン)」(以下、「前回計画」という。)の計画期間(令和3年度～令和5年度)が満了を迎えることから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、計画期間中にむかえる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を踏まえるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、「地域共生社会」の実現を目指すため、「瑞穂市第9期老人福祉計画(瑞穂市高齢者生き生きプラン)」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

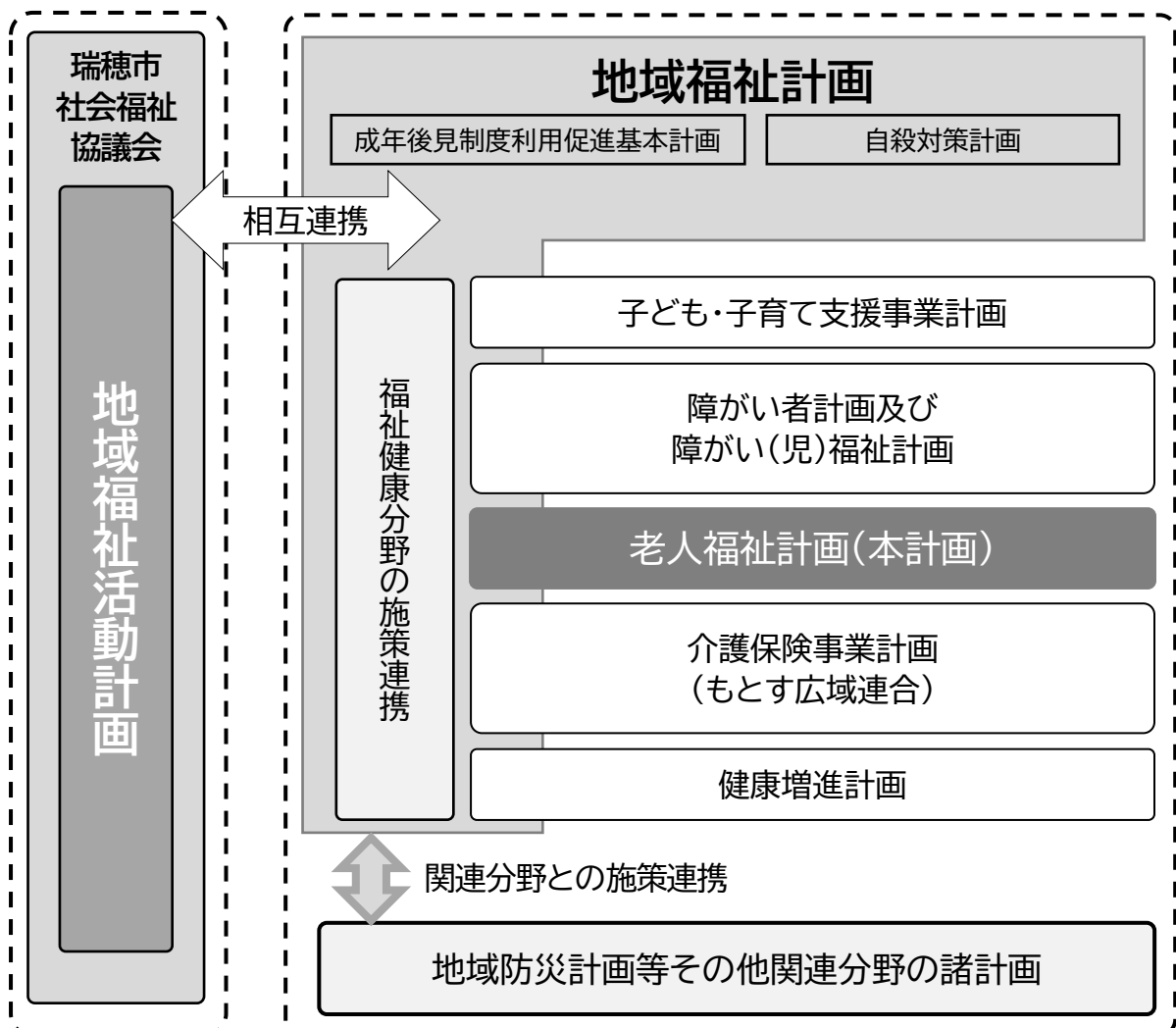
本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に基づき策定します。

なお、介護保険事業は、本市、本業市、北方町の2市1町で構成されるもとす広域連合により運営される、「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」と整合性を図ります。

(2) 市の上位・関連計画との位置づけ

本計画は、平成28年度からの10年間を計画期間とする「第2次瑞穂市総合計画」(令和3年度からの5か年は後期基本計画)を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。また、「瑞穂市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけ、老人福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

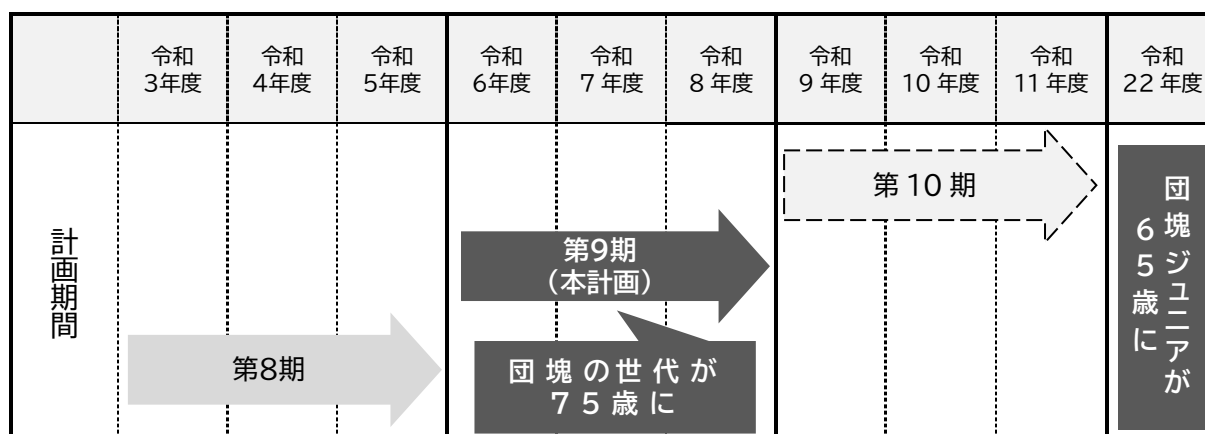
■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。また、本期間中にむかえる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度を踏まえ、団塊ジュニアが高齢者となる令和22年度を見据えた長期的な展望も示します。

■計画の期間



4. 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲載された世界共通の目標です。健康や教育、経済成長、気候変動に関するもの等、多岐にわたる17の目標と169のターゲットが設定されており、令和12年までの達成を目指すものです。

本市においてもSDGsに参画できる取り組みを推進します。高齢者福祉分野では、下記の8つの目標を掲げ、施策・事業を行います。

■高齢者福祉分野と深く関連する目標

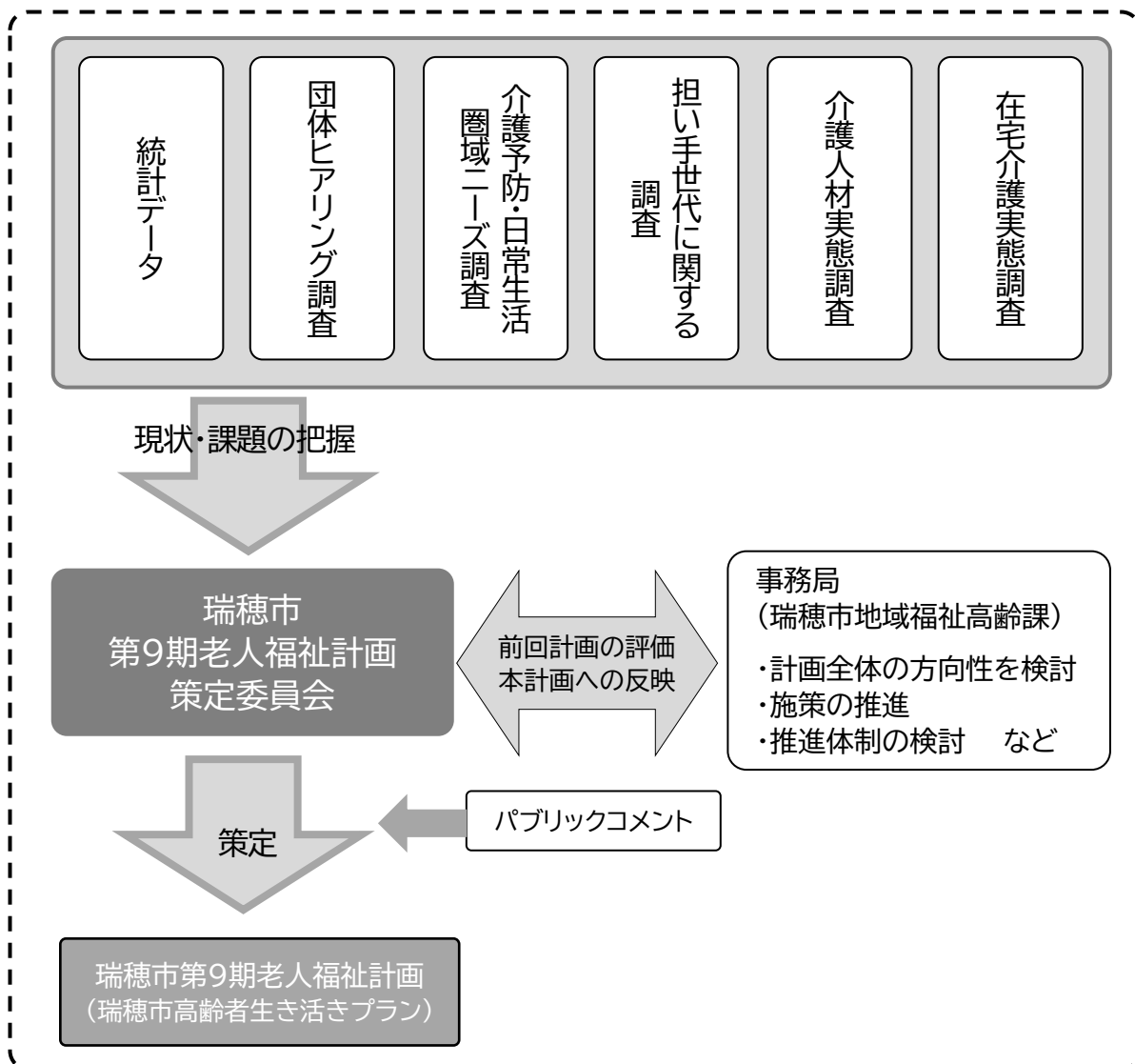


5. 計画の策定体系

本計画の策定にあたり、統計データ等を基にした現状把握作業や、本市の高齢者福祉に携わる団体を対象としたヒアリングシート調査を実施しました。また、もとす広域連合で実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護人材実態調査」「担い手世代に関する調査」の結果を活用し、本市の高齢者福祉の特性や課題を把握し、これらの結果を本計画の施策検討に活用します。

さらに、本計画が本市の高齢者福祉の特性や課題を踏まえ、今後の高齢者福祉施策の方向性を適切に示した内容となるよう、医療、介護及び福祉関係者等から構成される「瑞穂市第9期老人福祉計画策定委員会」を設置し、本計画案について検討を行います。

■策定の推進体制



第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の姿

1. 高齢者の現状と推計

(1) 総人口と高齢化率

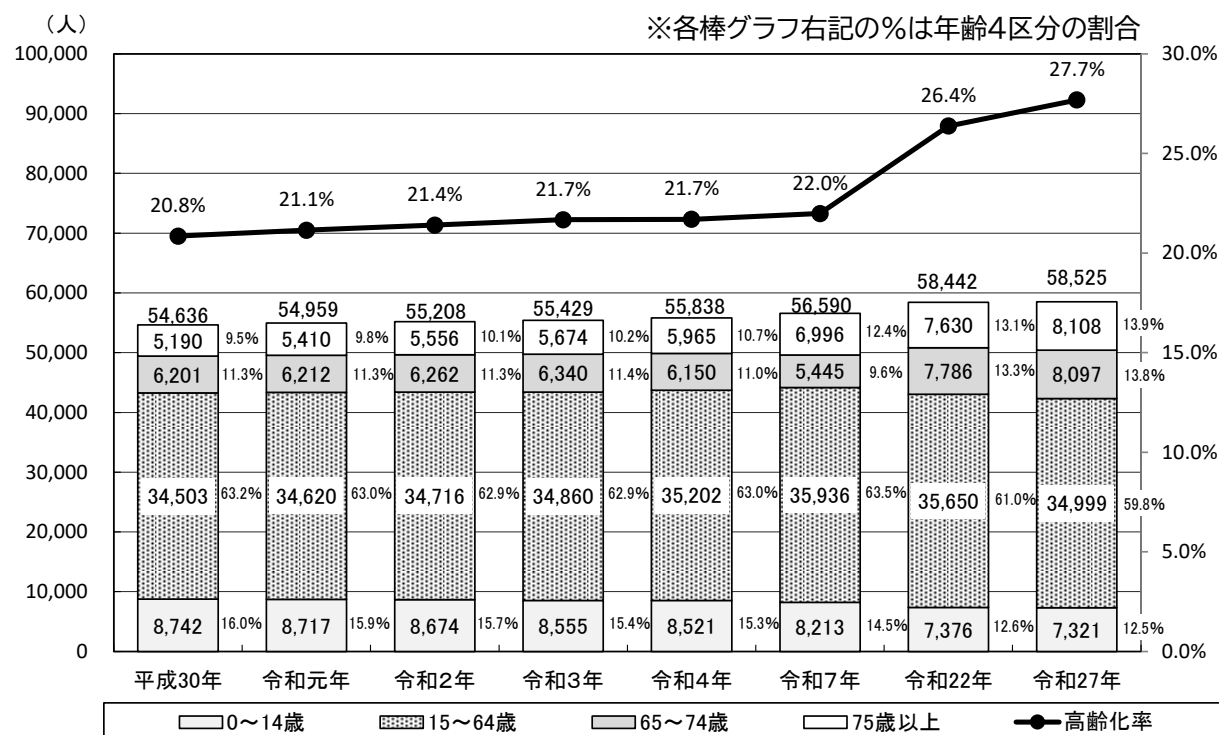
本市の総人口は増加傾向にあり、令和4年には55,838人となっています。将来人口推計をみると、令和7年には56,000人を上回り、令和22年以降は58,500人前後で推移することが予測されます。

高齢者人口(65歳以上)については、前期高齢者(65～74歳)は6,200人前後で推移し、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向となっています。令和4年には前期高齢者が6,150人、後期高齢者が5,965人となり、高齢化率は21.7%となっています。

令和22年には、高齢者人口が15,416人となり、令和27年には16,000人を上回り、高齢化率は27.7%になることが予測されます。

年齢4区分別の人口割合について、平成30年と令和4年を比較すると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、前期高齢者人口の割合が減少し、後期高齢者人口の割合が増加しています。後期高齢者人口の割合は令和27年には13.9%になることが予測されます。

■総人口・高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳人口(各年9月末時点)

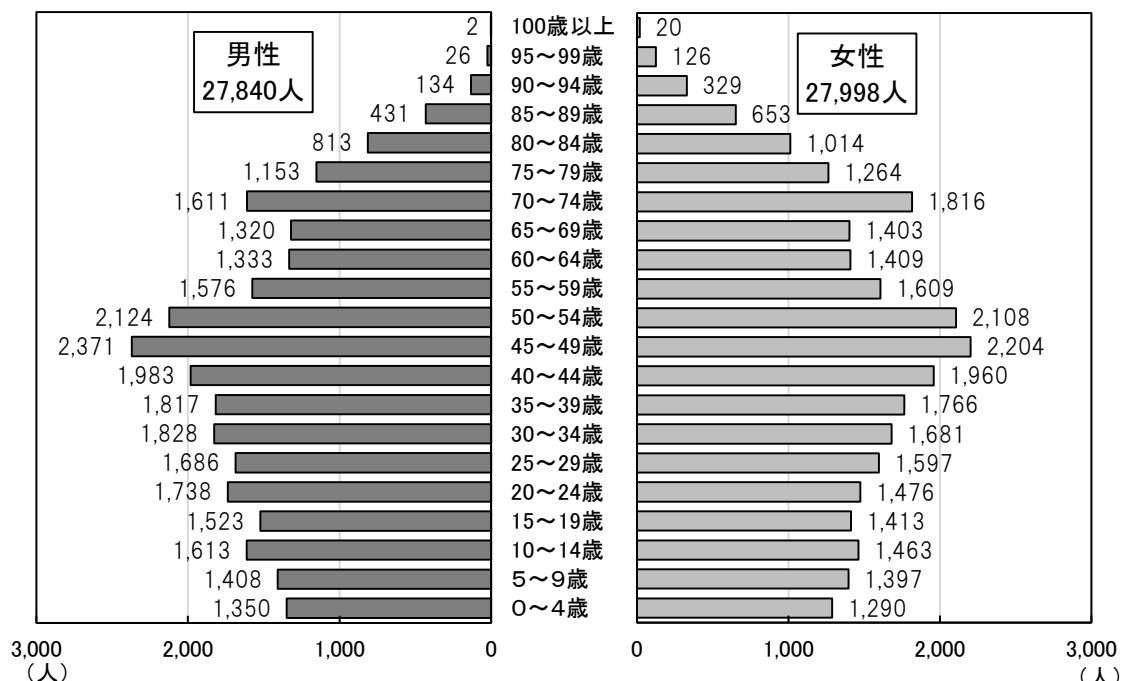
※令和7年以降の推計値は瑞穂市独自推計

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成30年から令和4年の住民基本台帳の性別・各歳人口推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

(2)年齢別人口

本市の人口について年齢別にみると、40歳～54歳の年齢層が多くなっていますが、70～74歳も多くなっていることから、今後は65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の人口は増加することが見込まれます。

■人口ピラミッド



資料:住民基本台帳人口(令和4年9月末時点)

(3)高齢者世帯数

本市の65歳以上のいる世帯数は増加傾向となっており、令和2年には7,532世帯で、一般世帯に占める比率が33.5%と3割を上回っています。

また、高齢夫婦世帯数や高齢独居世帯数も増加傾向となっており、中でも高齢者独居世帯数は平成12年の397世帯に対し令和2年には1,556世帯と約4倍となっています。

■高齢者世帯数の推移

世帯類型	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	世帯	15,935	17,411	19,356	20,989	22,476
65歳以上の親族の いる一般世帯数	世帯	3,795	4,617	5,661	6,843	7,532
	%	23.8	26.5	29.2	32.6	33.5
高齢夫婦世帯	世帯	668	1,001	1,363	1,907	2,168
	%	4.2	5.7	7.0	9.1	9.6
高齢独居世帯	世帯	397	565	832	1,210	1,556
	%	2.5	3.2	4.3	5.8	6.9

資料:国勢調査(各年9月末時点)

※高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦が1組のみの世帯

※高齢独居世帯:65歳以上の人が1人のみの世帯

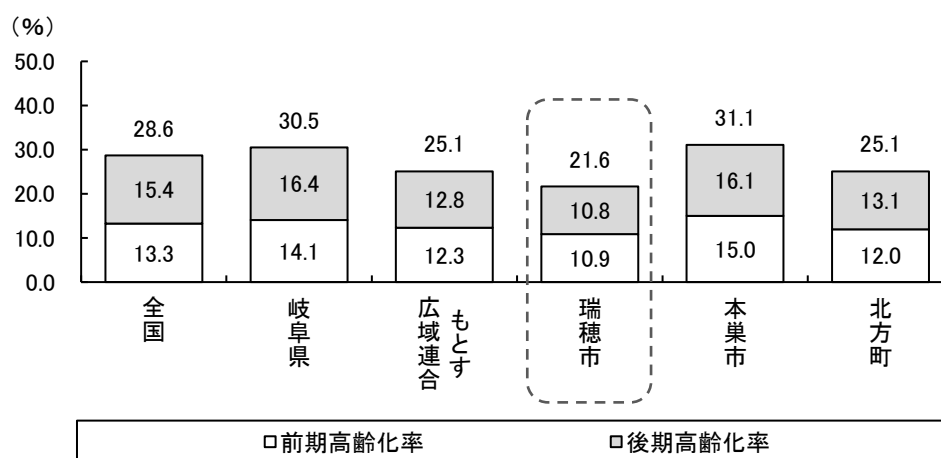
(4)他市町との比較(高齢化率・高齢世帯率)

本市の高齢化率は21.6%であり、全国平均28.6%、岐阜県平均30.5%、もとす広域連合25.1%より低くなっています。

高齢独居世帯数割合は6.9%であり、全国平均12.1%、岐阜県平均10.9%、もとす広域連合8.4%より低くなっています。

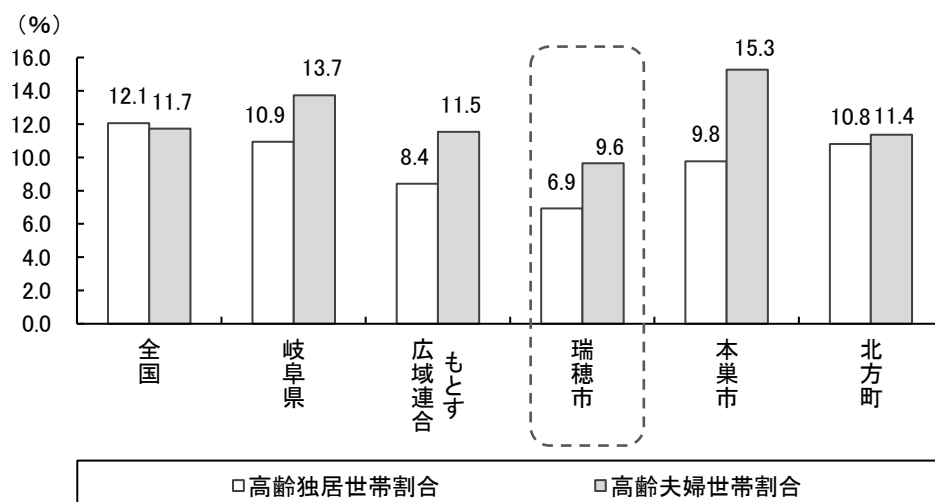
高齢夫婦世帯割合は9.6%であり、全国平均11.7%、岐阜県平均13.7%、もとす広域連合11.5%より低くなっています。

■高齢化率



資料:住民基本台帳(令和5年1月1日時点)

■高齢独居世帯・高齢夫婦世帯割合



資料:国勢調査(令和2年)

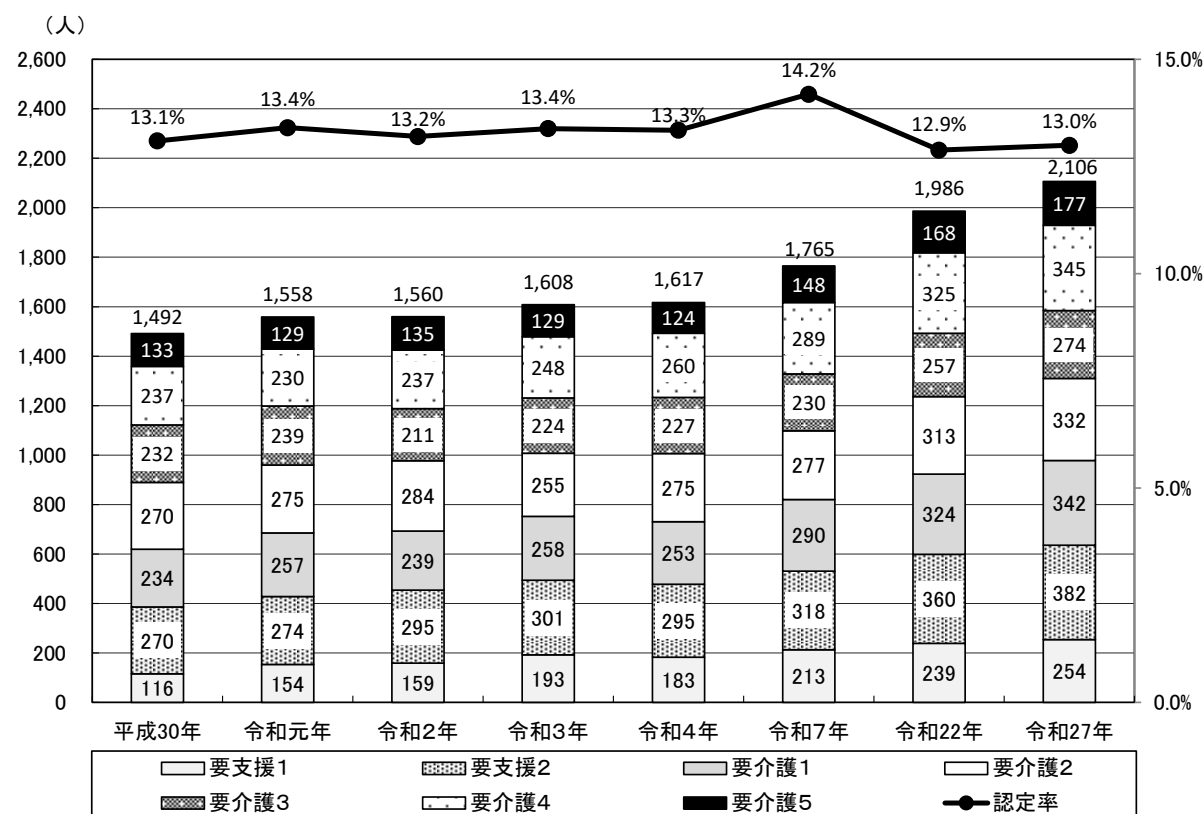
2. 要介護(要支援)認定者の現状

(1) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和4年は1,617人、令和7年は1,765人、令和27年には2,106人となり、2,000人を上回ることが予測されます。

認定率は、平成30年以降13.0%前後で推移しており、令和4年は13.3%、令和27年には13.0%になることが予測されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

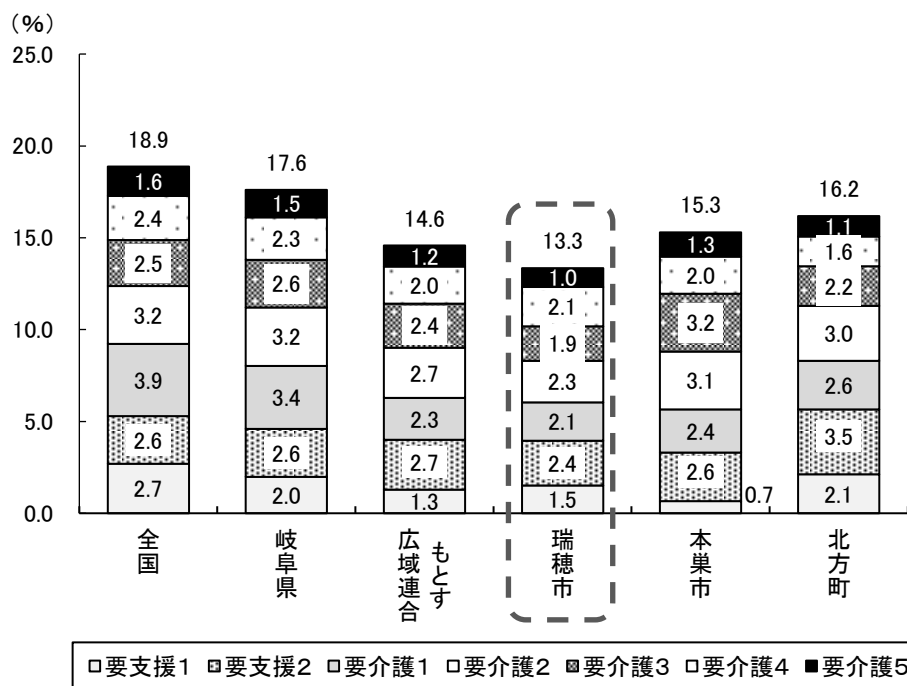
※認定者数は第1号被保険者のみ

※令和7年以降の推計値は瑞穂市独自推計

(2)他市町との比較(認定率)

本市の認定率は 13.3%であり、全国平均 18.9%、岐阜県平均 17.6%、もとす広域連合 14.6%より低くなっています。

■認定率(要介護度別)

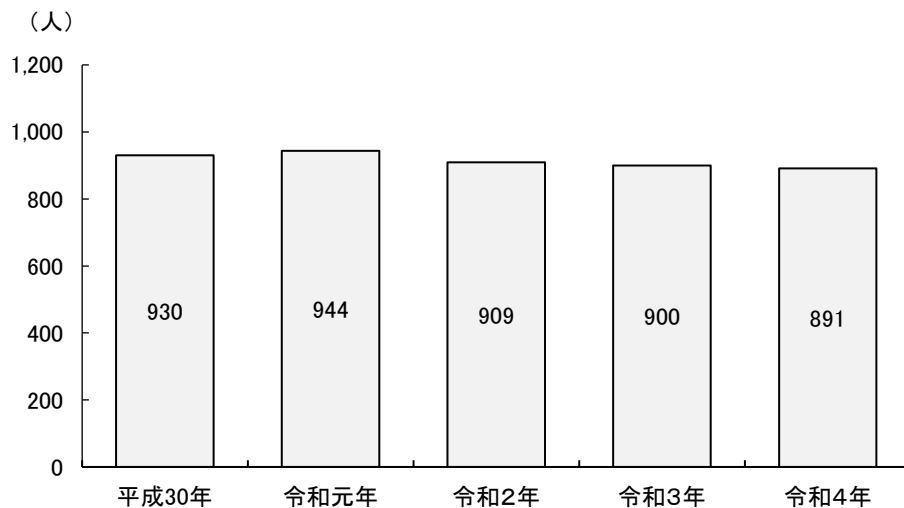


資料:介護保険事業状況報告(令和4年9月末)

3. 認知症高齢者の推移

認知症高齢者数は、令和元年度から減少傾向となっており、令和4年には 891 人と 900 人を下回っています。

■認知症高齢者の推移



4. アンケート調査の状況

もとす広域連合が定める第9期介護保険事業計画、及び広域連合組織市町(瑞穂市、本巢市、北方町)が定める「市町村老人福祉計画」の策定にあたり、高齢者の日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを聴き、計画策定の基礎資料とするため、下記アンケート調査を実施しました。

- ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(65歳以上の高齢者(※要介護者を除く)対象)
- ・【在宅介護実態調査】(在宅で生活している要支援・要介護者対象)
- ・【介護人材実態調査】(介護事業所、介護施設等 事業者対象)
- ・【担い手世代に関する調査】(15～35歳(※中学生を除く)対象)

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとに、高齢者の生活状況や生活支援のニーズ、地域の抱える課題等を把握し、今後の高齢者等の支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

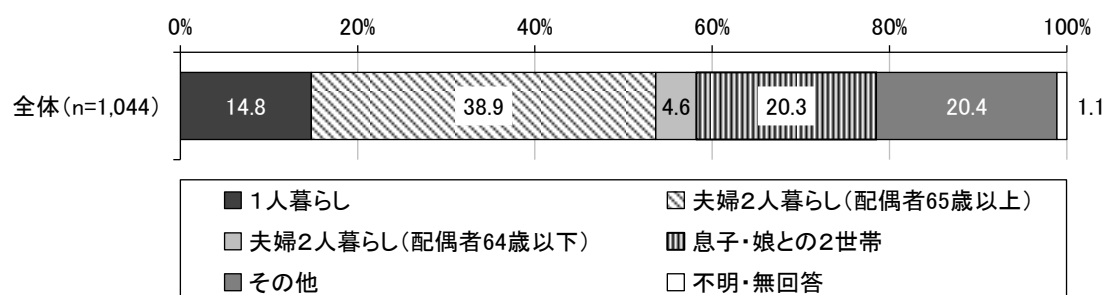
■調査の概要

調査対象者	65歳以上の高齢者（無作為抽出）※要介護者を除く
調査方法	郵送による調査票の発送・回収(無記名回収)
調査期間	令和4年11月2日～令和4年11月30日
配布数	4,000通(瑞穂市 1,700 通)
回収数	2,523通(瑞穂市 1,044 通)
回収率	63.1%(瑞穂市 61.4%)

※ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、瑞穂市分の調査結果を掲載します。

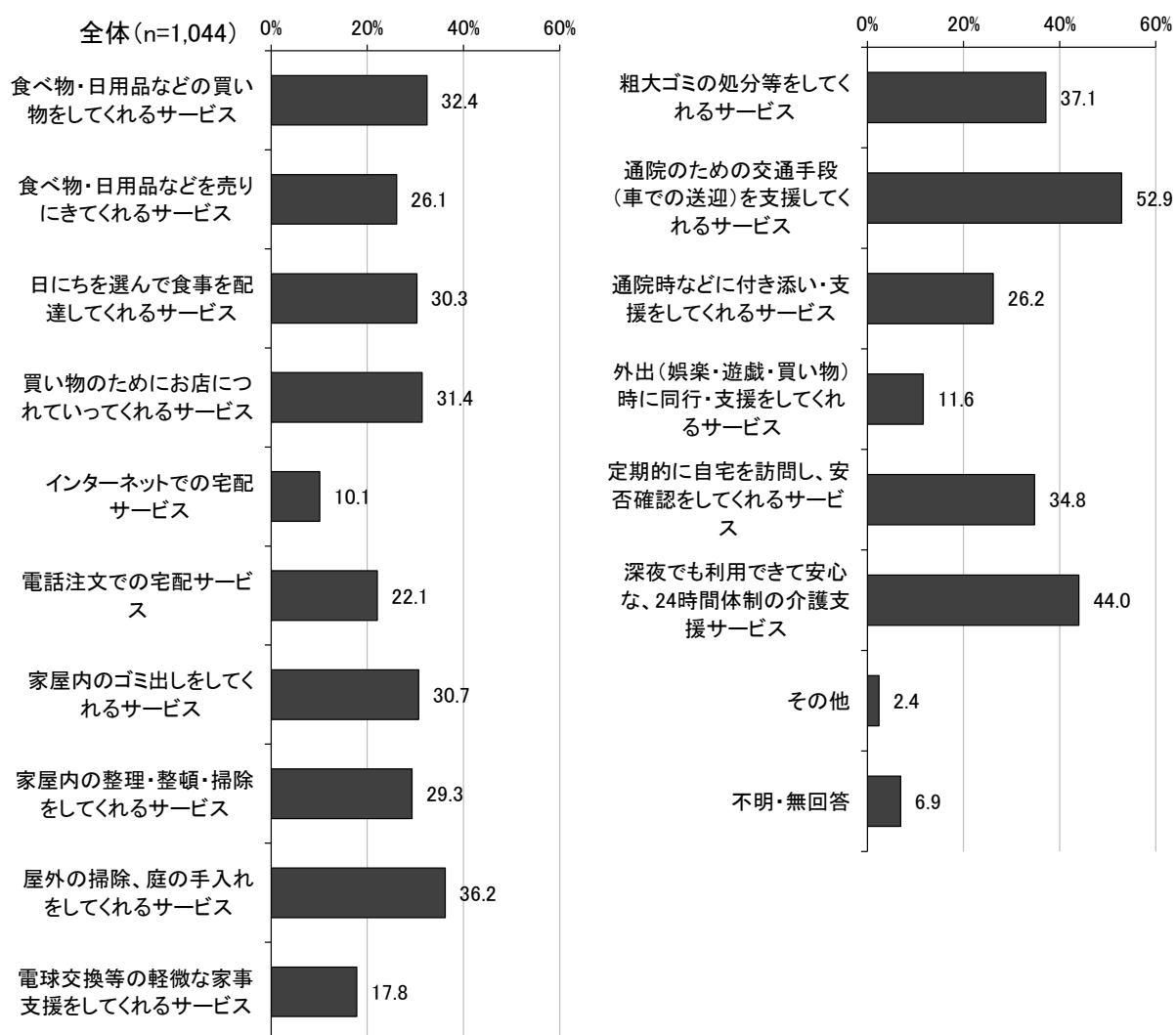
問 あなたの家族構成を教えてください。(○印は1つだけ)

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が38.9%と最も高く、次いで「その他」が20.4%、「息子・娘との2世帯」が20.3%となっています。



問 介護等において、どのようなサービスがあったらよいと思いますか。
また、利用したいと思いますか(○印はいくつでも)

「通院のための交通手段(車での送迎)を支援してくれるサービス」が52.9%と最も高く、次いで「深夜でも利用できて安心な、24時間体制の介護支援サービス」が44.0%、「粗大ごみの処分等をしてくれるサービス」が37.1%となっています。



問 会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。(それぞれ○印は1つだけ)

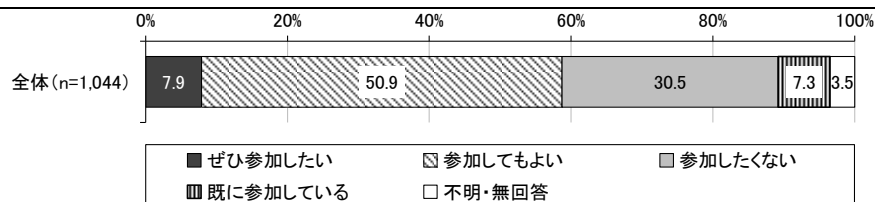
いずれのグループ・会等でも「参加していない」が最も高くなっています。参加割合の高いグループ・会等を見ると、『⑦町内会・自治会』では「年に数回」が33.6%、『⑧収入のある仕事』では「週4回以上」が14.1%と1割を超えています。

単位: %

全体 (n=1,044)	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	不明・無回答
①ボランティアのグループ	1.0	1.1	1.6	5.0	6.8	62.2	22.4
②スポーツ関係	2.2	7.5	3.4	3.6	2.5	59.5	21.4
③趣味関係	0.6	3.1	4.4	10.2	4.0	56.7	21.1
④学習・教養サークル	0.2	0.7	1.1	2.7	3.4	68.0	23.9
⑤介護予防のための通いの場	0.1	0.8	0.9	3.6	2.1	69.9	22.6
⑥老人クラブ	0.1	0.5	0.9	2.1	8.1	66.7	21.6
⑦町内会・自治会	0.2	0.5	0.6	4.8	33.6	40.4	19.9
⑧収入のある仕事	14.1	8.4	1.0	1.8	2.4	52.8	19.5

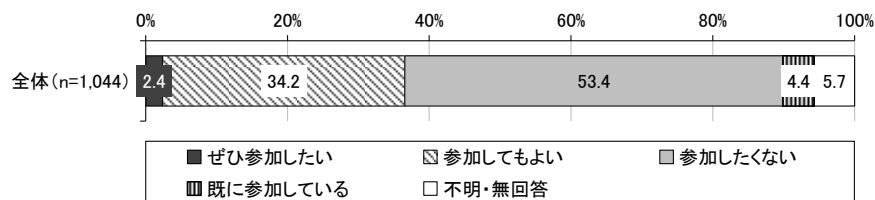
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

「参加してもよい」が50.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が30.5%、「ぜひ参加したい」が7.9%となっています。



問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

「参加したくない」が53.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」が34.2%、「既に参加している」が4.4%となっています。

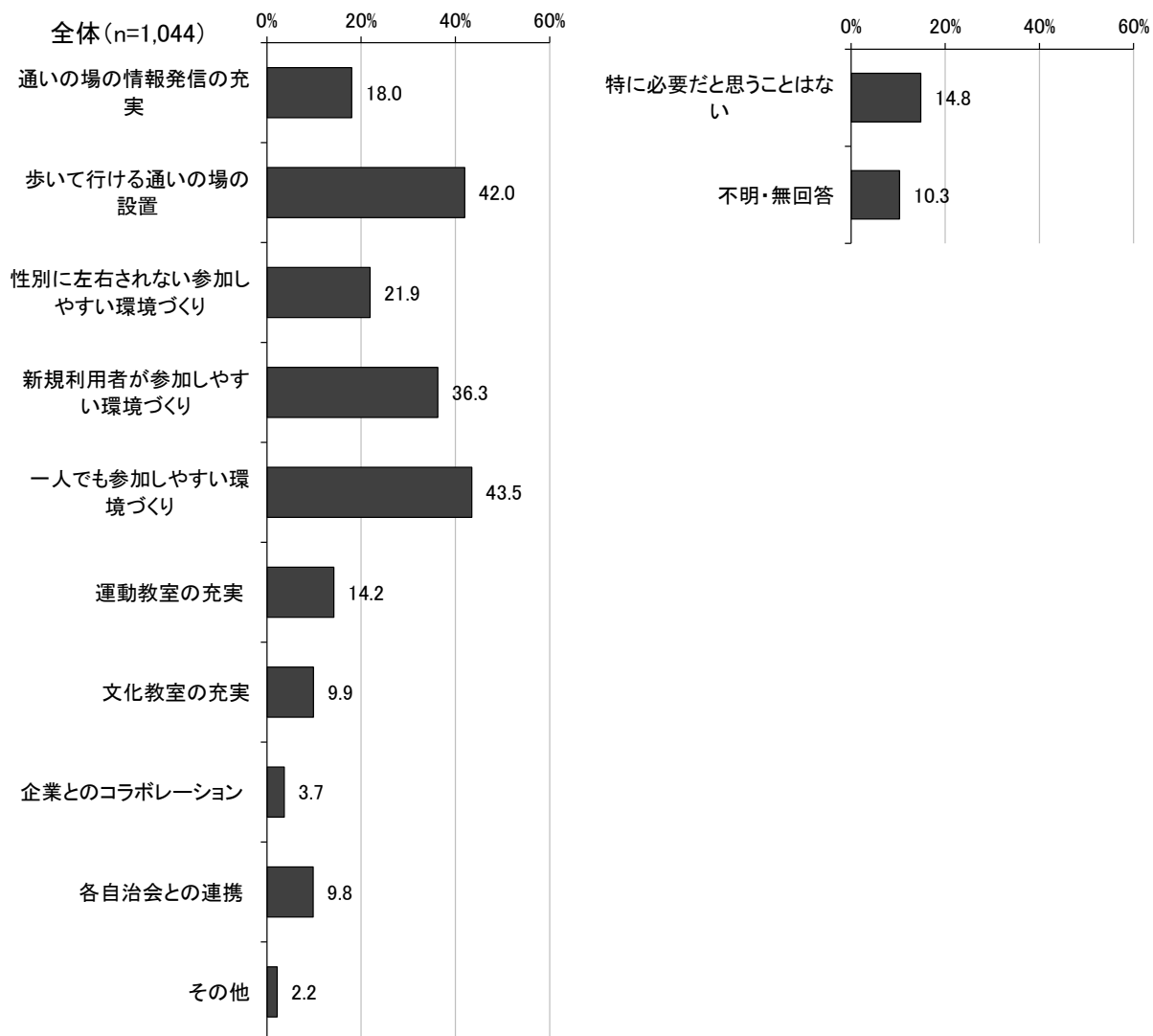


※上記の3つの問を見ると、『会・グループ等への参加頻度』では、「参加していない」が、前回調査と比較して、10ポイント程増加しています。

『地域づくり活動の参加意向』では、参加者として「参加したくない」が30.5%、企画・運営として「参加したくない」が53.4%と企画・運営としては参加を拒む傾向が見受けられます。

問 今後、通いの場(サロン等)をより良いものにするにあたり、必要だと思われることをお聞かせください（〇印はいくつでも）

「一人でも参加しやすい環境づくり」が 43.5%と最も高く、次いで「歩いて行ける通いの場の設置」が 42.0%、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が 36.3%となっています。



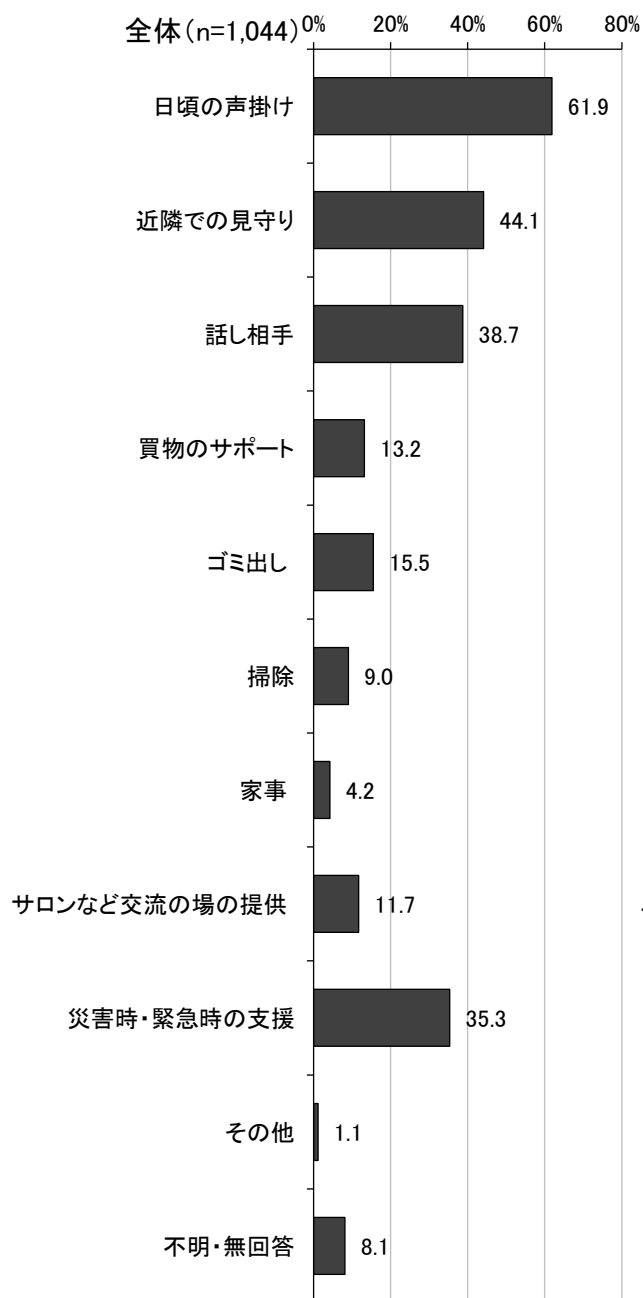
問 地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものは何ですか。(〇印はいくつでも)

問 高齢者支援の中で、あなたができることは何ですか。(〇印はいくつでも)

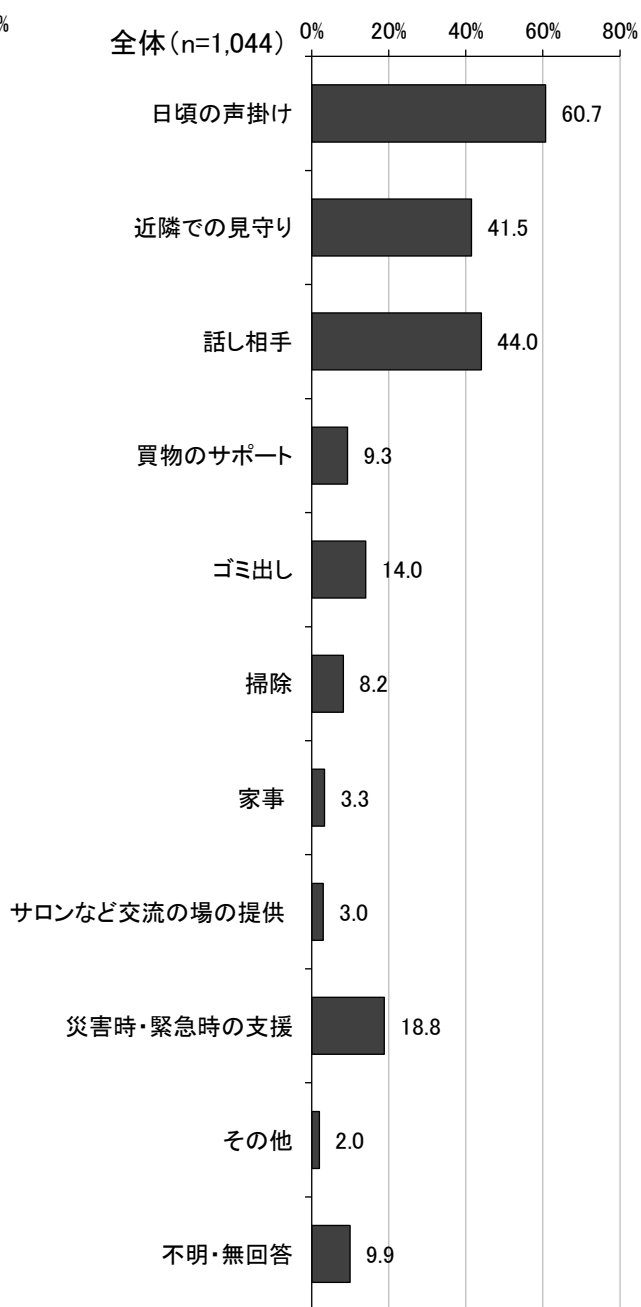
地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものについてみると、「日頃の声掛け」が61.9%と最も高く、次いで「近隣での見守り」が44.1%、「話し相手」が38.7%となっています。

高齢者支援の中で、あなたができることについてみると、「日頃の声掛け」が60.7%と最も高く、次いで「話し相手」が44.0%、「近隣での見守り」が41.5%となっています。

■高齢者支援として考えられるもの

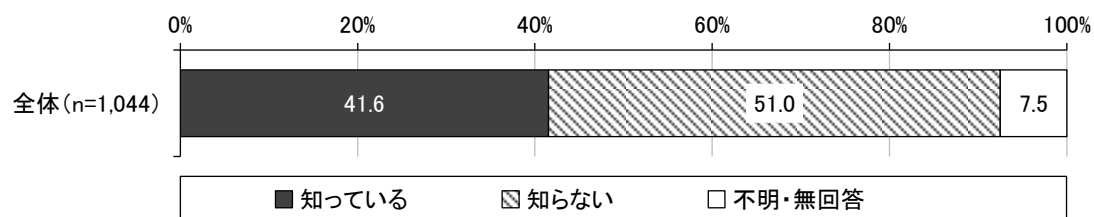


■高齢者支援の中で、できること



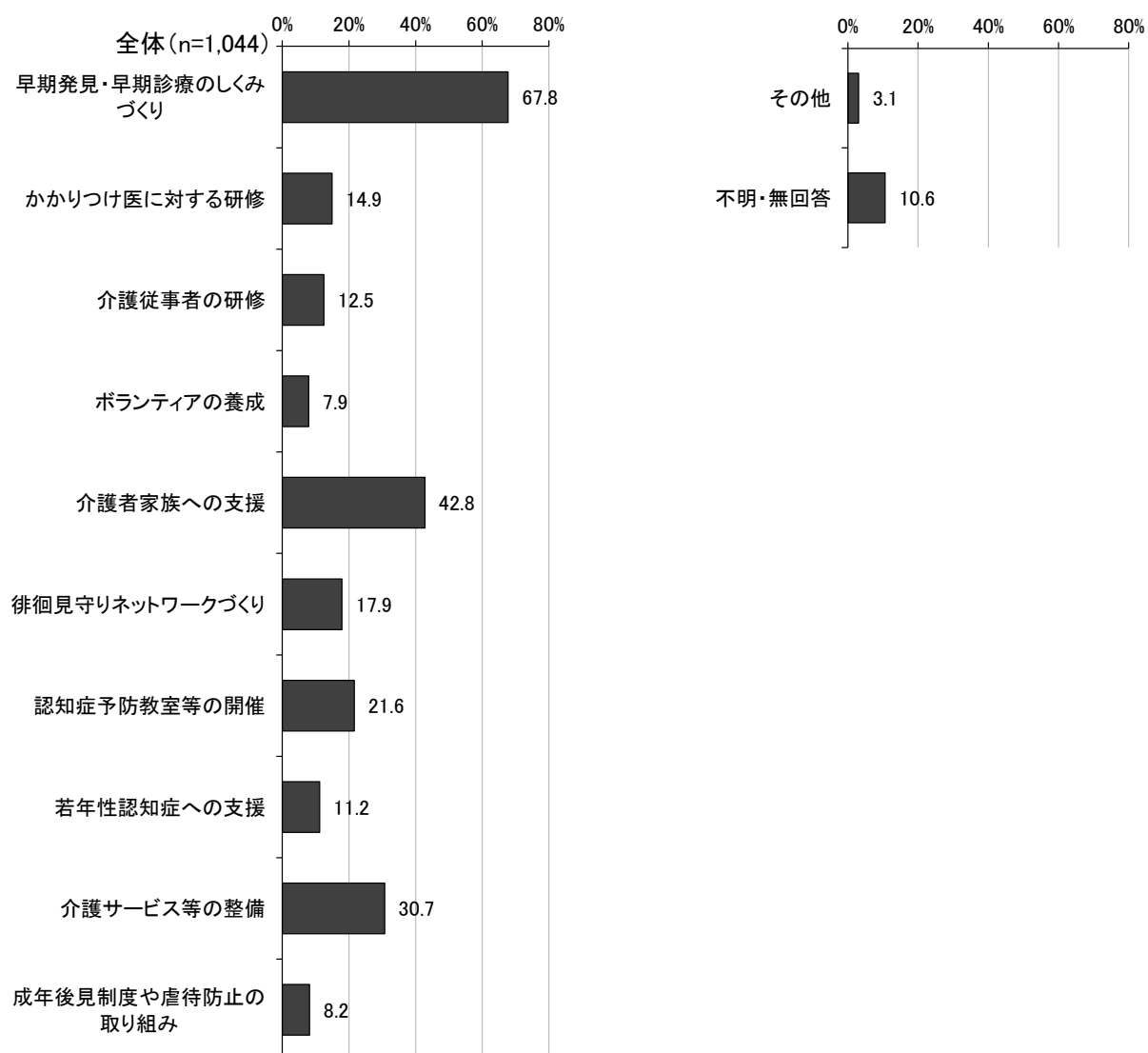
問 地域包括支援センターをご存じですか。(どちらかに○印)

「知らない」が51.0%、「知っている」が41.6%となっています。



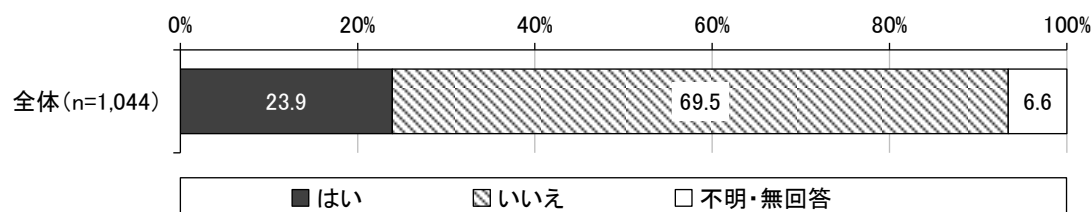
問 今後、認知症対策を進めていくうえで、どのようなことを最も重点に置く必要があると思いますか。(○印はいくつでも)

「早期発見・早期診療のしくみづくり」が 67.8%と最も高く、次いで「介護者家族への支援」が 42.8%、「介護サービス等の整備」が 30.7%となっています。



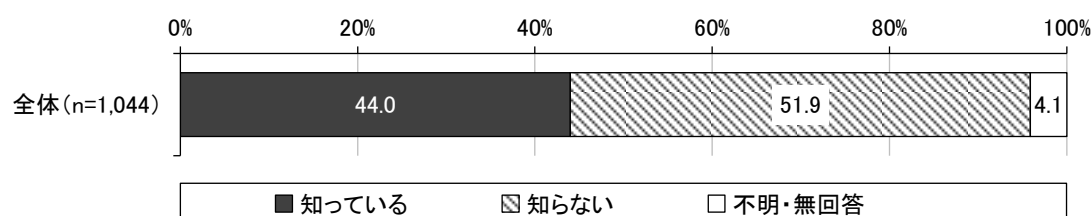
問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(どちらかに○印)

「いいえ」が69.5%、「はい」が23.9%となっています。



問 成年後見制度をご存じですか。(どちらかに○印)

「知らない」が51.9%、「知っている」が44.0%となっています。

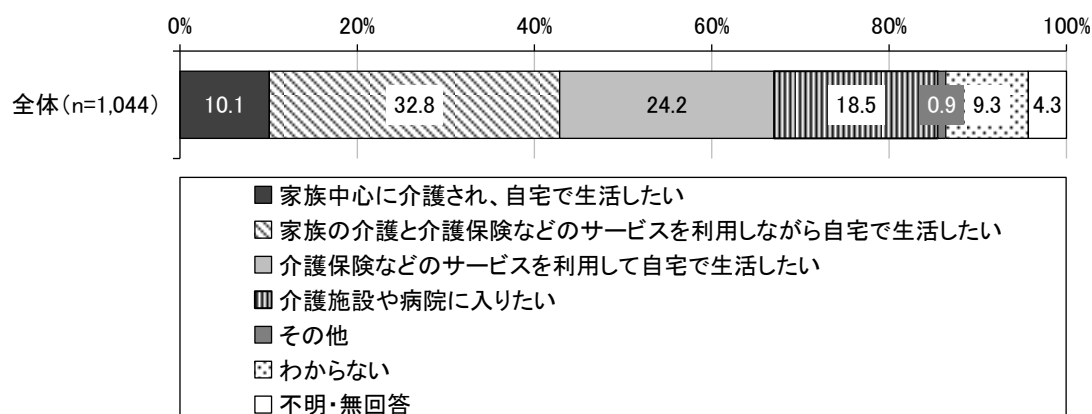


問 あなたは、介護が必要になったら、どのように生活したいですか。

(現在、介護が必要な方は今後どのように生活したいかをお答えください)

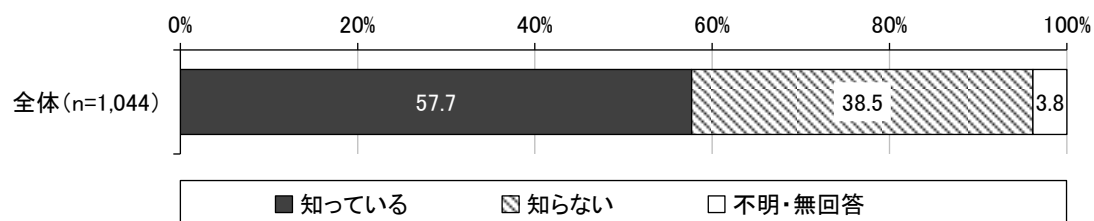
(○印は1つだけ)

「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」が32.8%と最も高く、次いで「介護保険などのサービスを利用して自宅で生活したい」が24.2%、「介護施設や病院に入りたい」が18.5%となっています。



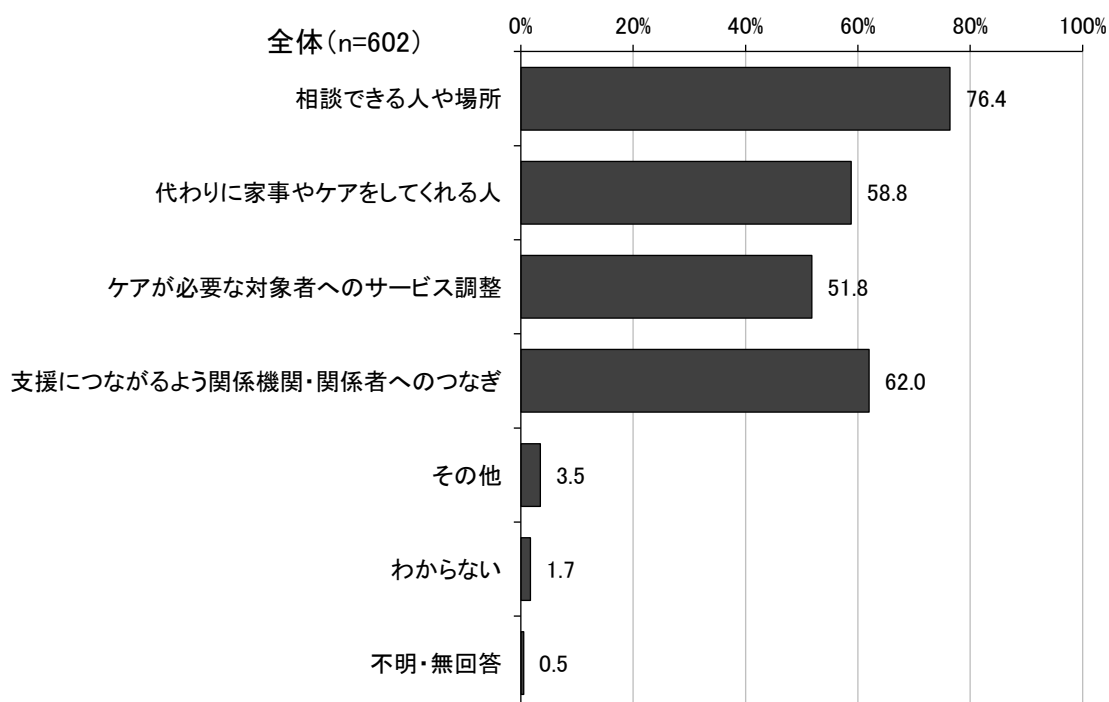
問 ヤングケアラーという言葉をご存じですか。(どちらかに○印)

「知っている」が57.7%、「知らない」が38.5%となっています。



問 ヤングケアラーにはどのような支援が必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

「相談できる人や場所」が76.4%と最も高く、次いで「支援につながるよう関係機関・関係者へのつながり」が62.0%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が58.8%となっています。



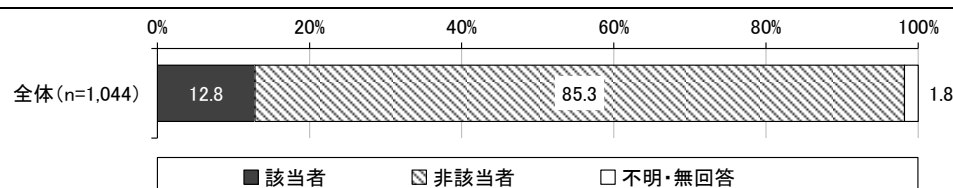
■要支援リスク判定

アンケート調査の回答に基づき、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。

項目	判定の基となる設問	
①運動器機能の低下	問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 問 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 問 15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	問 転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
該当する選択肢(網掛けの箇所)が3問以上回答された場合リスクあり		
②閉じこもり傾向	問 週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 3. 週2～4回
該当する選択肢(網掛けの箇所)が回答された場合リスクあり		
③認知機能の低下	問 物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
該当する選択肢(網掛けの箇所)が回答された場合リスクあり		

① 運動器機能の低下

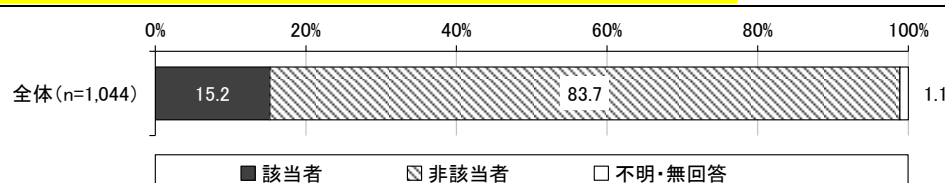
「非該当者」が85.3%、「該当者」が12.8%となっています。



※運動器機能の低下のリスクがある人(該当者)は 12.8%と前回調査(11.6%)同様、1割近くとなっています。

② 閉じこもり傾向

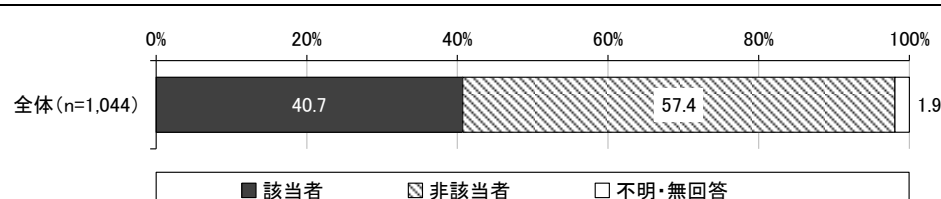
「非該当者」が83.7%、「該当者」が15.2%となっています。



※閉じこもり傾向のリスクがある人(該当者)は 15.2%と前回調査(12.6%)より増加し、1割台半ばとなっています。

③ 認知機能の低下

「非該当者」が57.4%、「該当者」が40.7%となっています。



※認知機能の低下のリスクがある人(該当者)は 40.7%と前回調査(40.2%)同様、4割を上回っていることから、「認知症」については、予断を許さない状況であることが見受けられます。

■老研式活動能力指標による評価

老研式活動能力指標とは生活機能の評価を行なうことを目的とした指標であり、手段的日常生活動作(IADL)、知的能動性、社会的役割の3つの尺度について評価する指標となります。アンケート調査の回答結果に基づき、点数を算出しました。

【①手段的日常生活動作】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が5点で手段的日常生活動作が「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で預貯金のおし入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

【②知的能動性】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で知的能動性が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	1. はい 2. いいえ
問 新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ

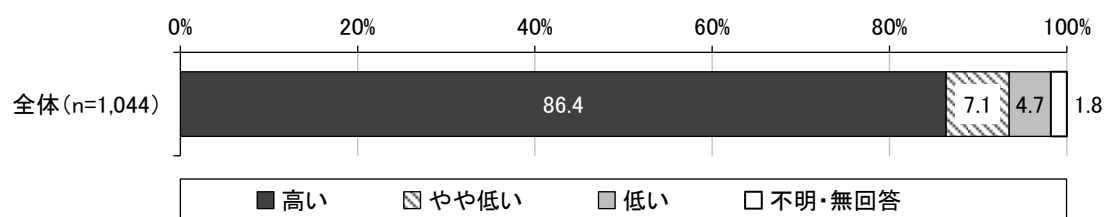
【③社会的役割】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で社会的役割が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
問 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
問 病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
問 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ

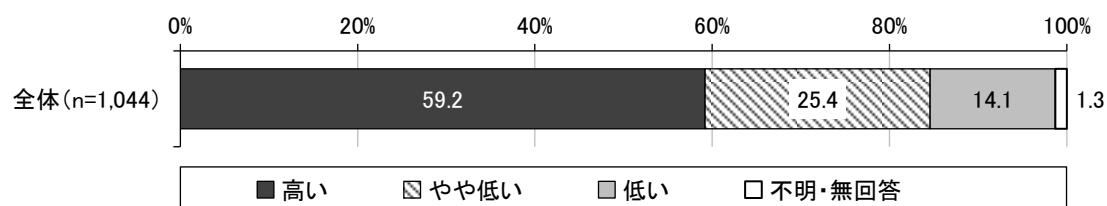
① 手段的自立度(IADL)

「高い」が86.4%と最も高く、次いで「やや低い」が7.1%、「低い」が4.7%となっています。



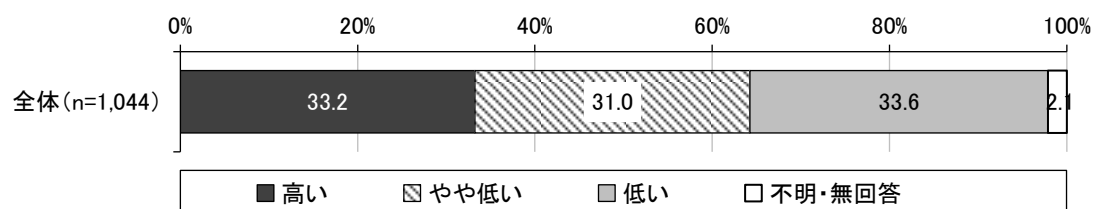
② 知的能動性

「高い」が59.2%と最も高く、次いで「やや低い」が25.4%、「低い」が14.1%となっています。



③ 社会的役割

「低い」が33.6%と最も高く、次いで「高い」が33.2%、「やや低い」が31.0%となっています。



(2) 在宅介護実態調査

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」等についての、客観的な状態把握とその達成のための施策検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

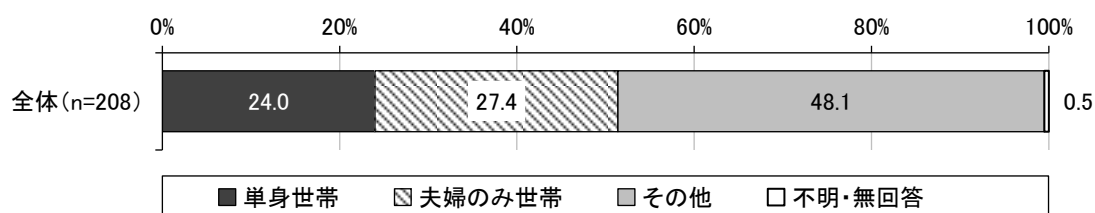
■調査の概要

調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護者
調査方法	認定調査員または介護サービス事業所担当者、地域包括支援センター職員による聞き取り調査
調査期間	令和4年10月1日～令和5年1月31日
回収数	670 通(瑞穂市 208 通)

※ 在宅介護実態調査は、瑞穂市分の調査結果を掲載します。

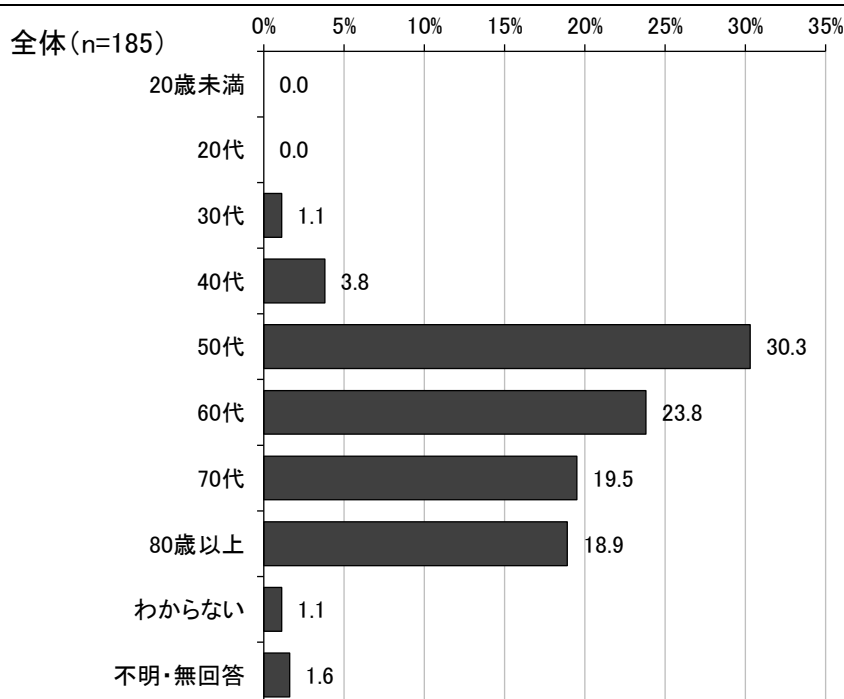
問 世帯類型について、ご回答ください(○印は1つだけ)

「夫婦のみ世帯」が27.4%、「単身世帯」が24.0%となっています。



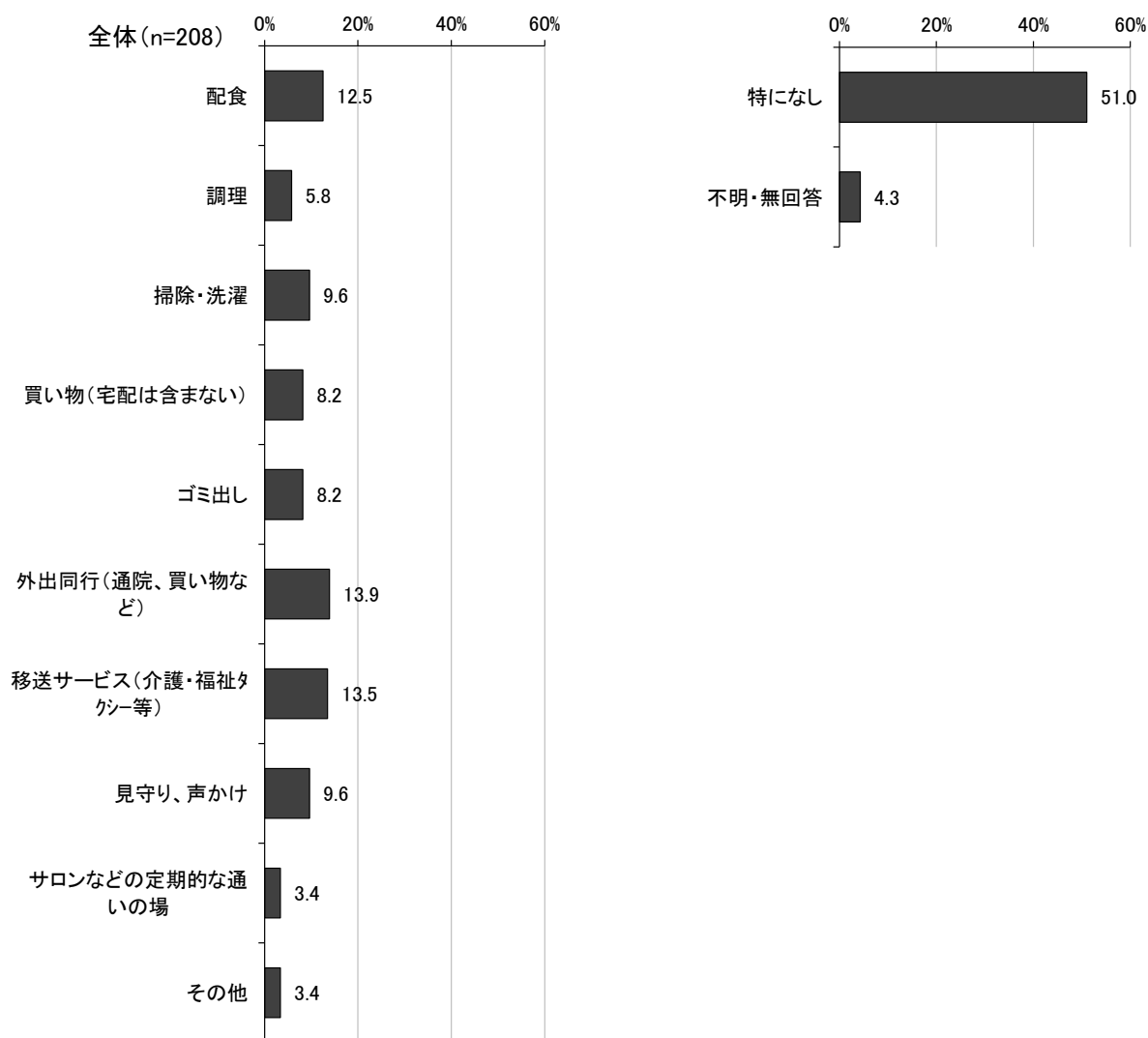
問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

「50代」が30.3%と最も高く、次いで「60代」が23.8%、「70代」が19.5%となっています。



問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください
(〇印はいくつでも)

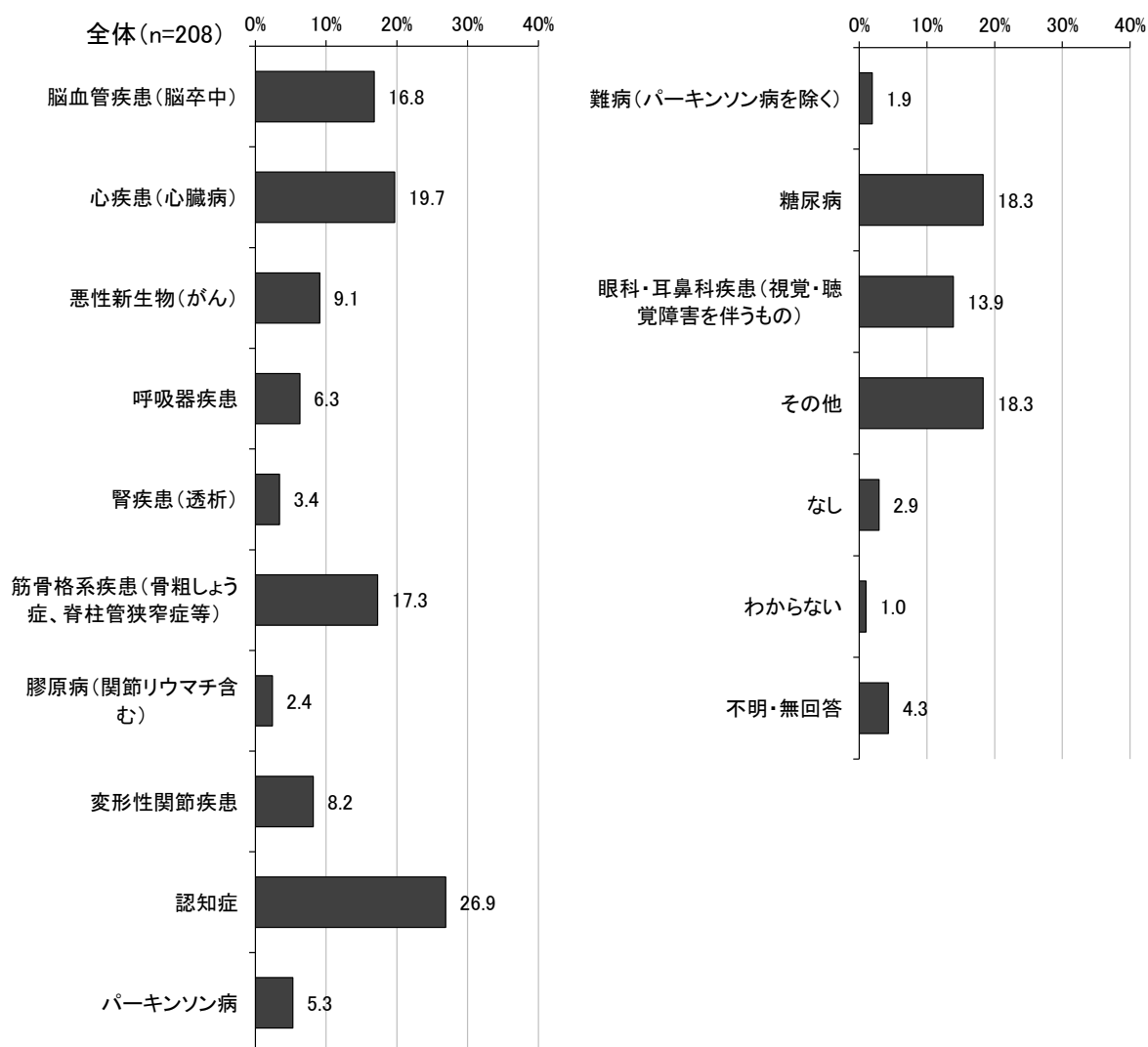
「特になし」が51.0%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が13.9%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が13.5%となっています。



※世帯類型では「単身世帯」「夫婦のみの世帯」以外の「その他(家族と同居していると想定される世帯)」が約半数と最も多くなっている中、「外出同行」や「移送サービス」等、移動支援に関するサービスの需要は一定数見受けられます。

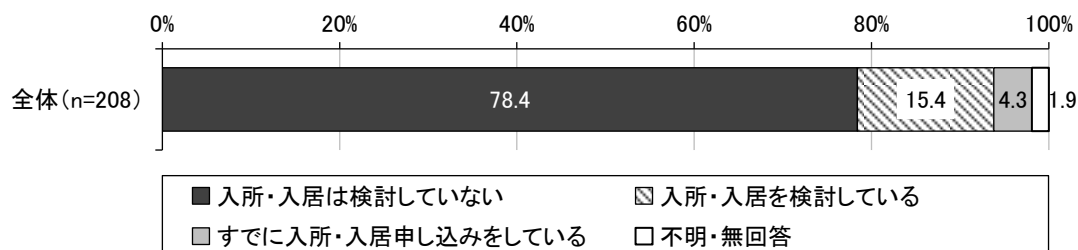
問 ご本人(調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください
(○印はいくつでも)

「認知症」が26.9%で最も高く、次いで「心疾患(心臓病)」が19.7%、「糖尿病」が18.3%となっています。



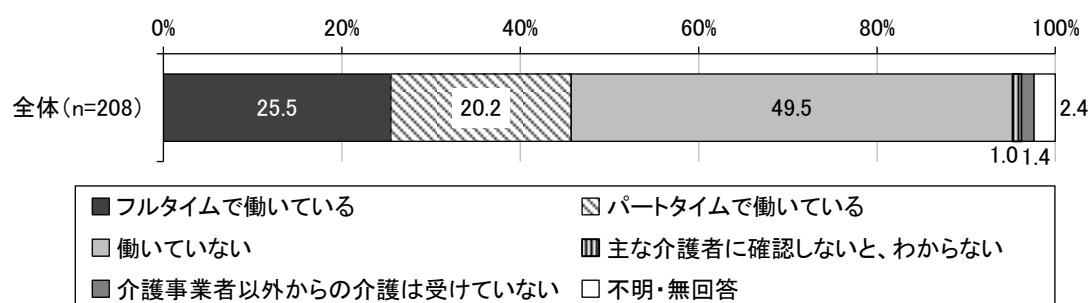
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください
(○印は1つだけ)

「入所・入居は検討していない」が 78.4%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 15.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 4.3%となっています。



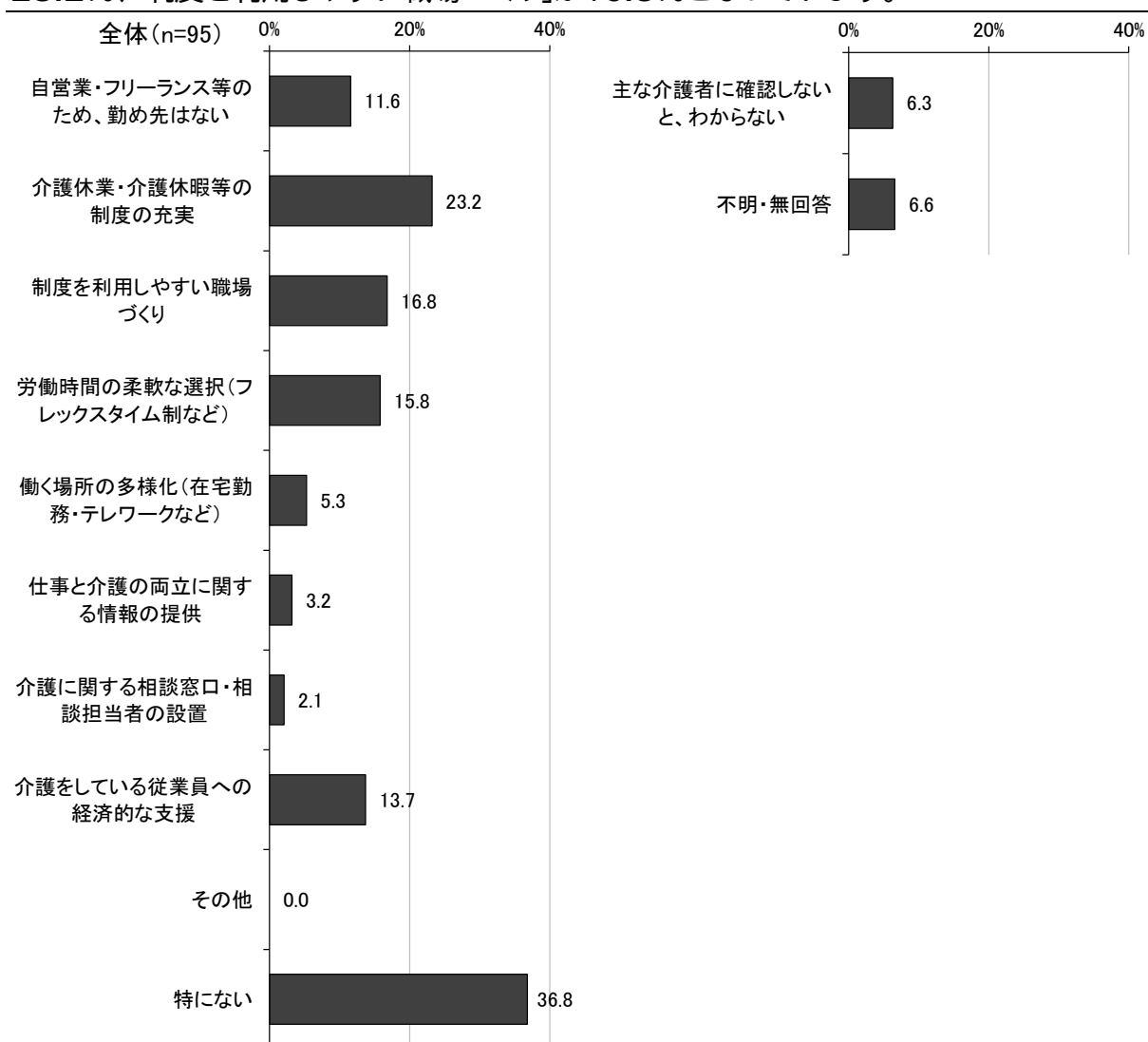
問 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(○印は1つだけ)

「働いていない」が49.5%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が25.5%、「パートタイムで働いている」が20.2%となっています。



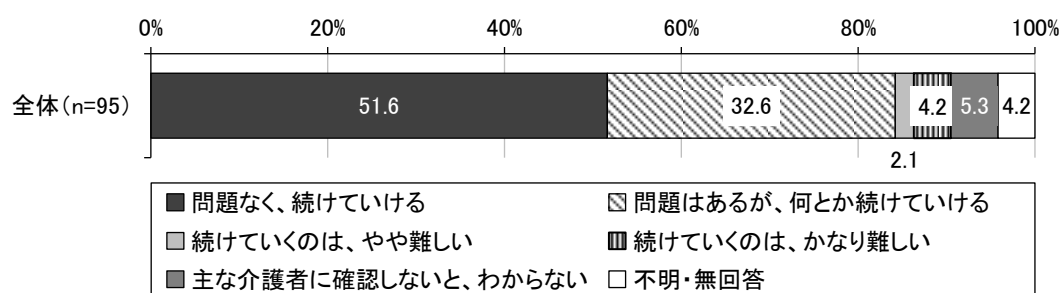
問 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(○印は3つまで)

「特にない」が36.8%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が23.2%、「制度を利用しやすい職場づくり」が16.8%となっています。



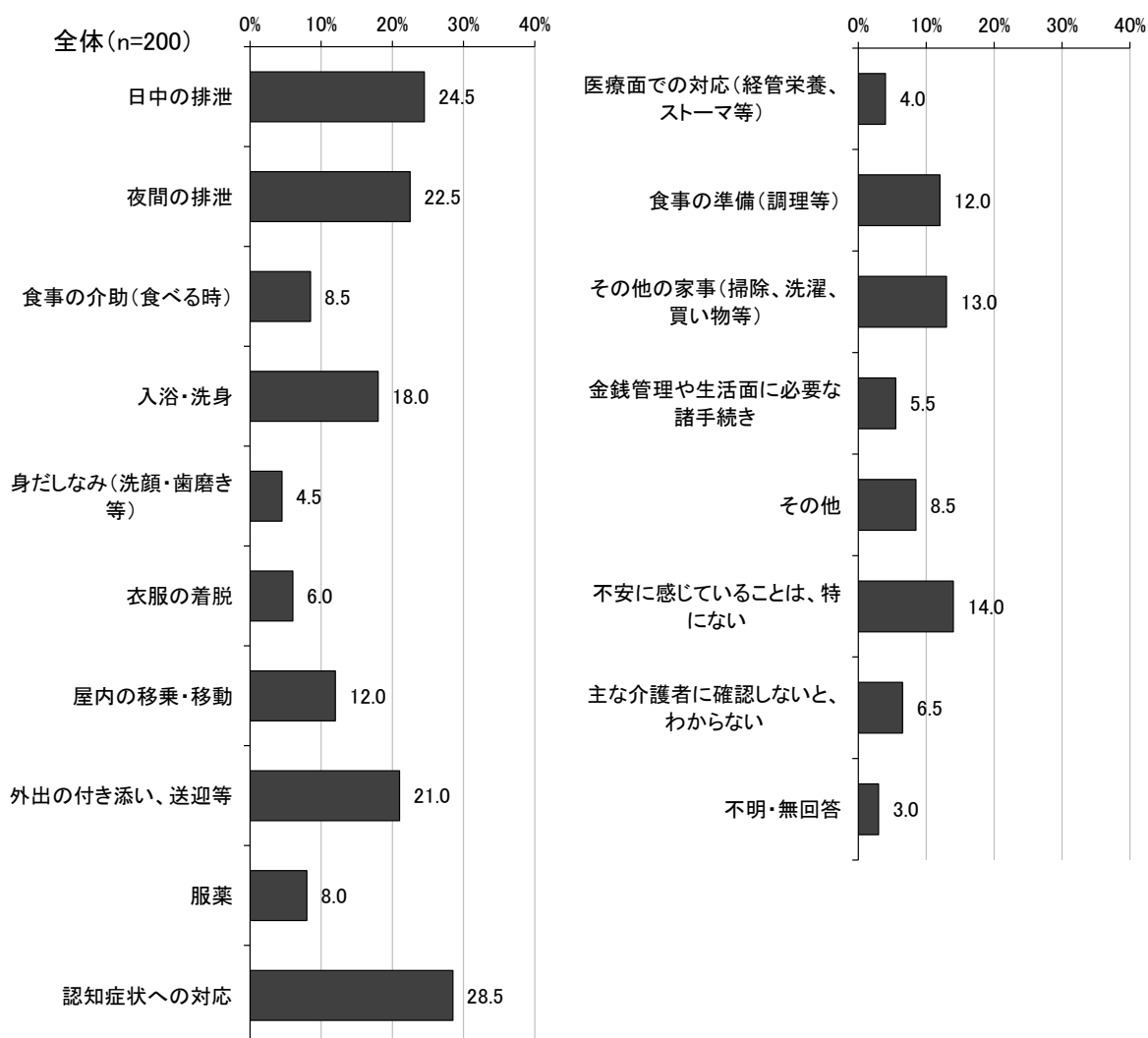
問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(○印は1つだけ)

「問題なく、続けていける」が51.6%と最も高く、次いで「問題はあるが、何とか続けていける」が32.6%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が5.3%となっています。



問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(○印は3つまで)

「認知症状への対応」が28.5%と最も高く、次いで「日中の排泄」が24.5%、「夜間の排泄」が22.5%となっています。



※主な介護者の就労について、『効果がある勤め先からの支援』では「特にない」が3割台半ばで最も高く、『働きながらの介護の継続性』についても、「問題なく、続けていける」が約5割と最も高くなっていますが、『現在の生活を継続するにあたり不安に感じる介護』については、「認知症への対応」等を筆頭に一定数不安要素を抱えている現状が見受けられます。

(3) 介護人材実態調査

①介護人材実態調査(事業所用・職員用)

安定的な介護保険サービスを提供するための介護人材の確保・定着について、性別、年齢別、資格の有無別などの詳細な実態を把握することで、今後必要となる取組等の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

②介護人材実態調査(ケアマネジャー用【独自設問】)

ケアマネジャーの実態把握を目的とする調査です。

■調査の概要

調査対象者	介護事業所、介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料含む)事業者
調査方法	「医療・介護情報検索システム(管内事業所が閲覧可能)」にて案内文を掲載持参もしくはデータ送付にて回答
調査期間	令和5年1月10日～令和5年2月3日
配布数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):114 事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):29 事業所
回収数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):69事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):21 事業所(回答件数:92件)
回収率	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):60.5% ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):72.4%

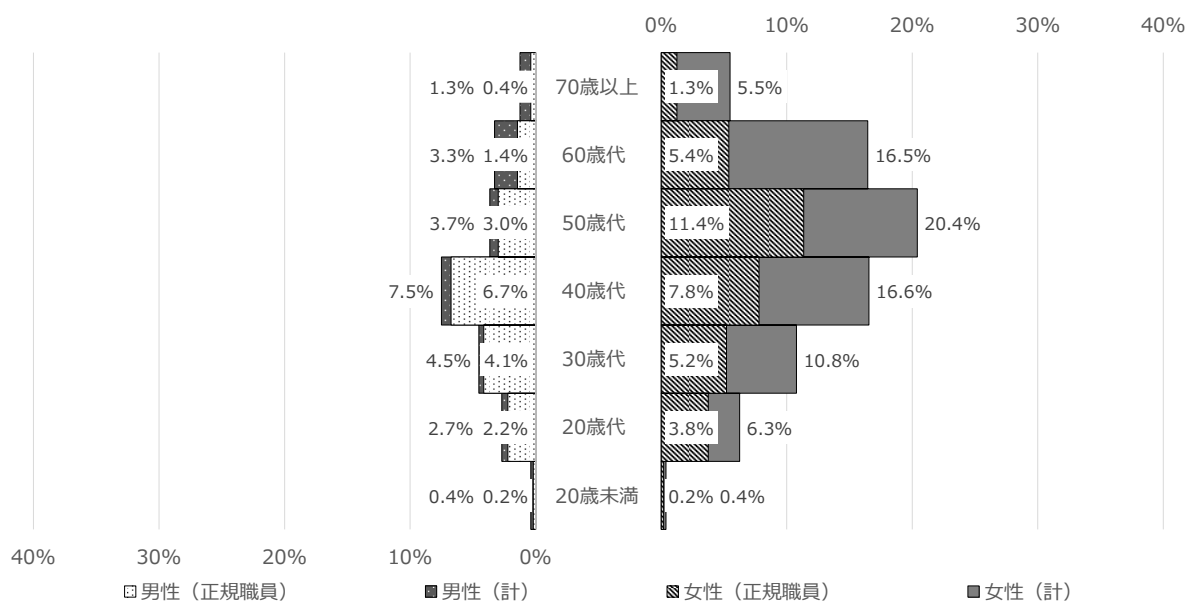
※ 介護人材実態調査は、もとす広域連合(3市町全体)の調査結果を掲載します。

性別・年齢別の雇用形態の構成比(全サービス系統合計、n=1036)

『全サービス系統合計』における雇用全体の構成比を性別でみると、女性が76.5%(女性(計)の年齢別合計値)、男性が23.4%(男性(計)の年齢別合計値)で女性の比率が高く、年齢別でみると、女性では【50歳代】が20.4%で最も高く、男性では【40歳代】が7.5%で最も高くなっています。

雇用形態の構成比を性別でみると、男性は正規職員の比率が高く、女性は正規職員と非正規職員の比率がほぼ半数ずつとなっています。

年齢別でみると、男性は概ね年齢別の違いはなく、女性では【20歳台】で正規職員の比率が高く、【60歳代】【70歳以上】で非正規職員の比率が高くなっています。



※分母には年齢・雇用形態不詳の方を含めて割合を算出しています。

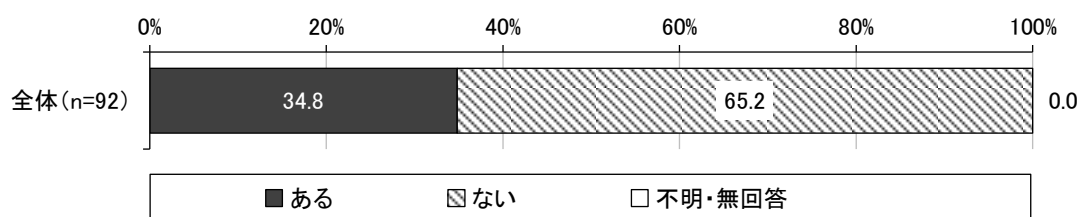
問 業務を行うにあたり、困っていること(自由記載)

自由記載を分類化すると、「人員不足」に関する意見が 10 件、「自分自身の体力について」「利用者への対応」に関する意見がともに 8 件となっています。

内容	件数	内容	件数
人員不足	10	情報共有	2
自分自身の体力について	8	介護技術・知識の不足	2
利用者への対応	8	待遇改善	2
人間関係	5	その他	13
業務が時間内に終わらない	4		

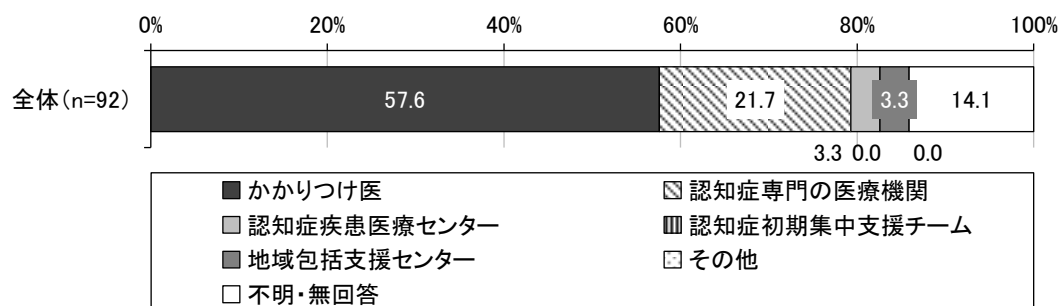
問 直近1年間で、家族介護者等による虐待が疑われるケースに関わったことがありますか。(〇は1つ)

「ない」が65.2%、「ある」が34.8%となっています。



問 利用者の方に認知症と疑われるような症状が出た際、家族に対してどのような相談窓口をすすめますか。(〇は1つ)

「かかりつけ医」が57.6%と最も高く、次いで「認知症専門の医療機関」が21.7%、「認知症疾患医療センター」「地域包括支援センター」がそれぞれ3.3%となっています。



(4) 担い手世代に関する調査

令和22年を見据え、これからの介護の担い手となる世代を対象に、介護職に対する意向や介護業界についてのイメージなどを伺うことにより、約 20 年後に向け、現時点からどのような準備や取組が必要なのかを検討する根拠資料を得ることを目的とする調査です。

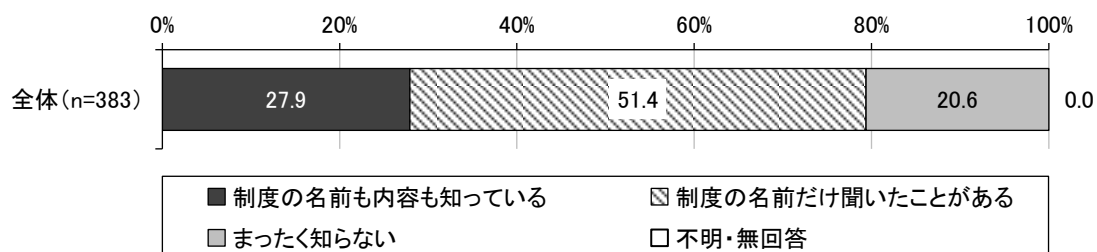
■調査の概要

調査対象者	15～35歳を対象(無作為抽出) ※中学生を除く
調査方法	郵送にて案内文を送付し、web を通じて回答
調査期間	令和5年1月21日～令和5年2月12日
配布数	3,000 通(瑞穂市 1,674 通)
回収数	715通(瑞穂市 383 通)
回収率	23.8%(瑞穂市 22.9%)

※ 担い手世代に関する調査は、瑞穂市分の調査結果を掲載します。

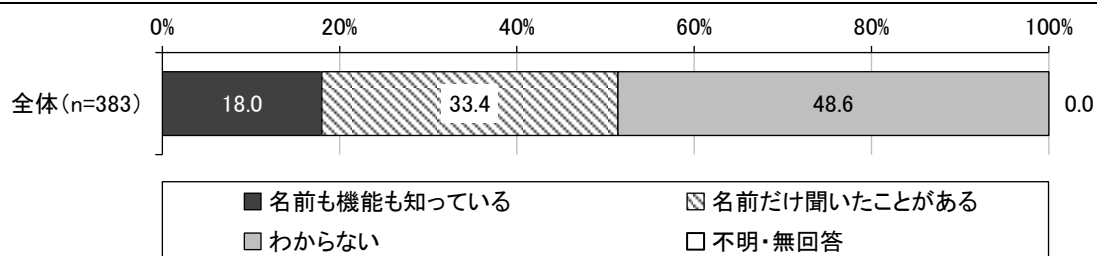
問 介護保険制度について知っていますか。(1つに○)

「制度の名前だけ聞いたことがある」が 51.4%と最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」が 27.9%、「まったく知らない」が 20.6%となっています。



問 地域包括支援センターについて知っていますか。(1つに○)

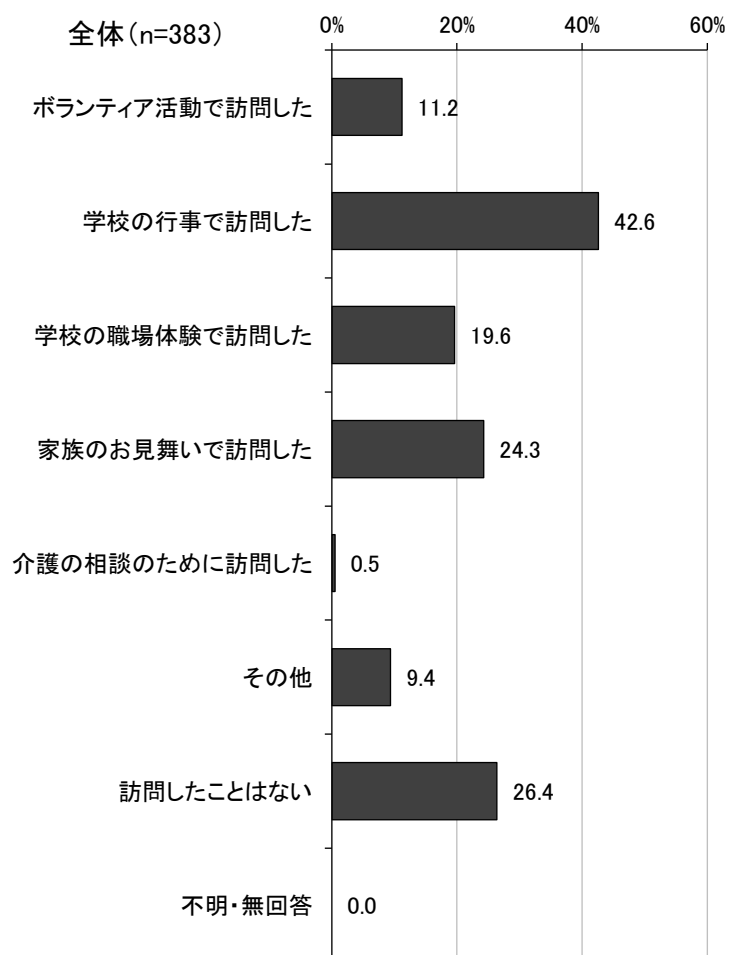
「わからない」が48.6%と最も高く、次いで「名前だけ聞いたことがある」が33.4%、「名前も機能も知っている」が18.0%となっています。



問 あなたはこれまでに介護施設(事業所)を訪問されたことがありますか。

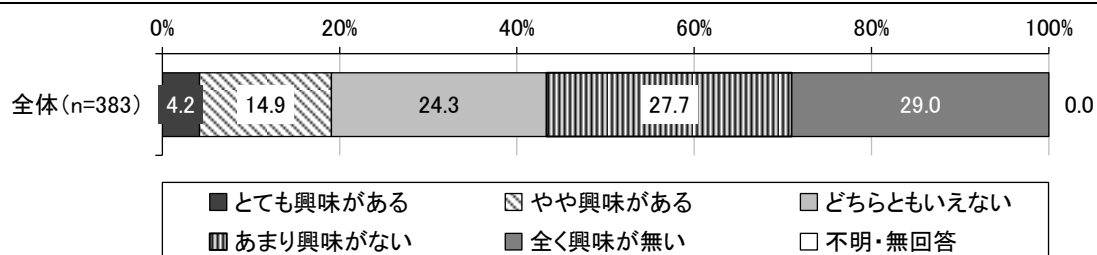
(あてはまるものすべてに○)

「学校の行事で訪問した」が42.6%と最も高く、次いで「訪問したことはない」が26.4%、「家族のお見舞いで訪問した」が24.3%となっています。



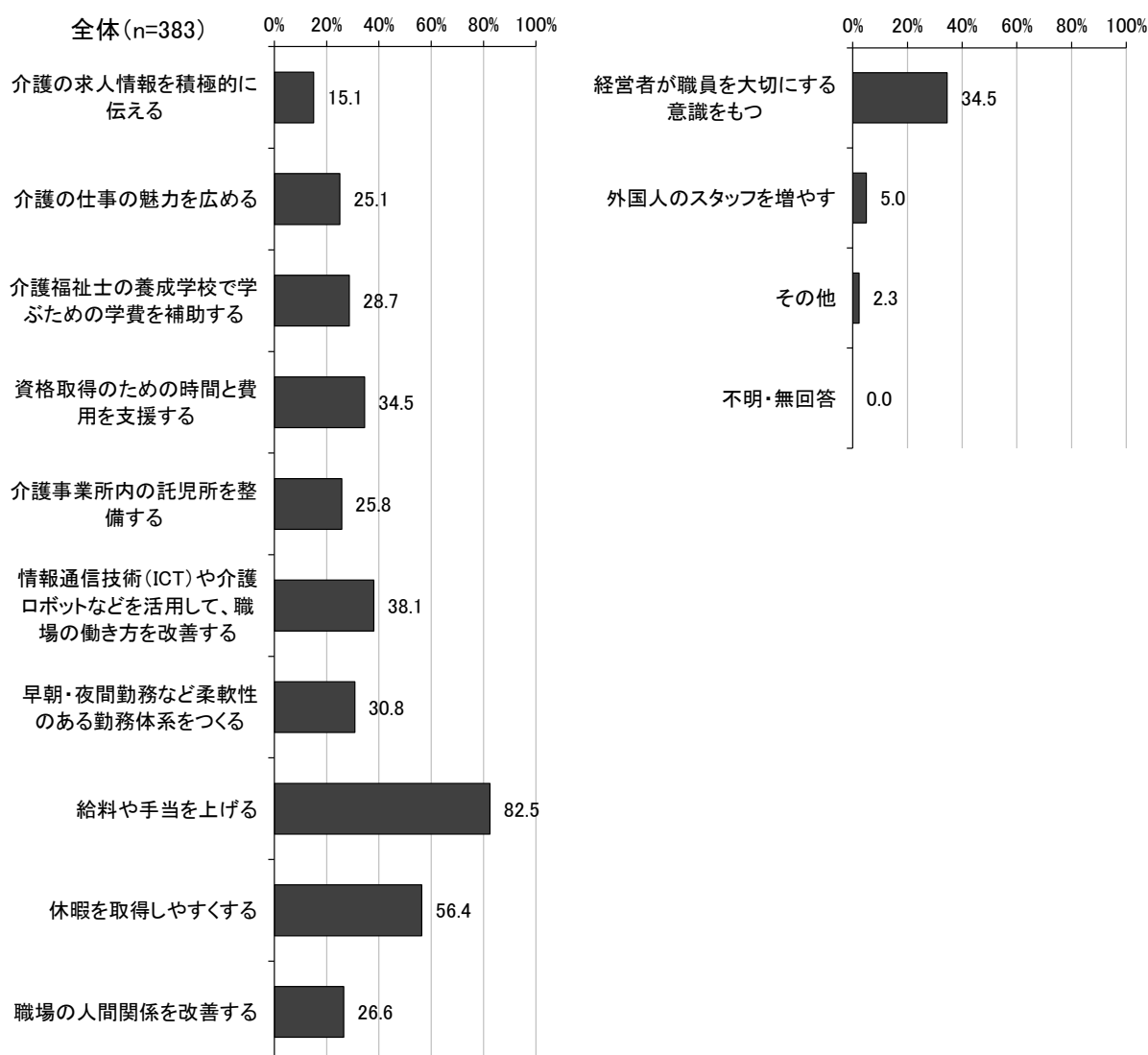
問 あなたは福祉や介護の仕事に興味がありますか。(1つに○)

「全く興味が無い」が29.0%と最も高く、次いで「あまり興味がない」が27.7%、「どちらともいえない」が24.3%となっており、「あまり興味がない」と「全く興味が無い」とを合わせた『興味がない(計)』は、56.7%と半数を超えています。



問 今後、不足する介護の人手を確保する上で、どのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「給料や手当を上げる」が82.5%と最も高く、次いで「休暇を取得しやすくする」が56.4%、「情報通信技術(ICT)や介護ロボットなどを活用して、職場の働き方を改善する」が38.1%となっています。



5. 団体ヒアリング調査

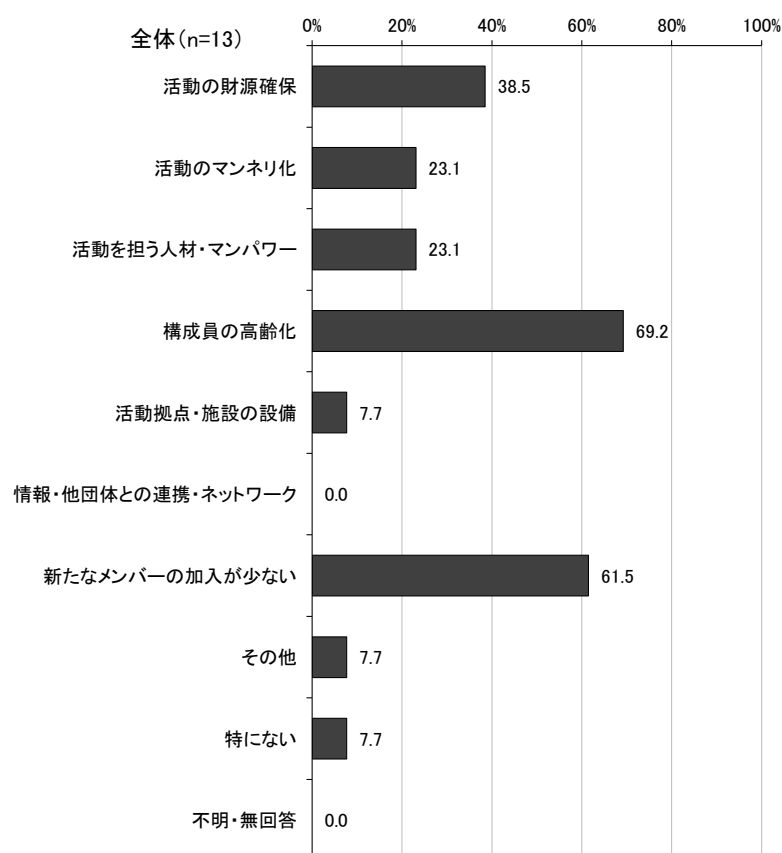
関係団体からの視点による高齢者福祉に関する意見や要望を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、市内で介護予防及び高齢者支援に取り組んでいる団体を対象に、「瑞穂市第9期老人福祉計画策定に係る団体ヒアリングシート調査」を実施しました。

■調査の概要

調査地域	瑞穂市全域
調査対象	瑞穂市内で介護予防及び高齢者支援に取り組む団体
調査方法	ヒアリングシートによる実施

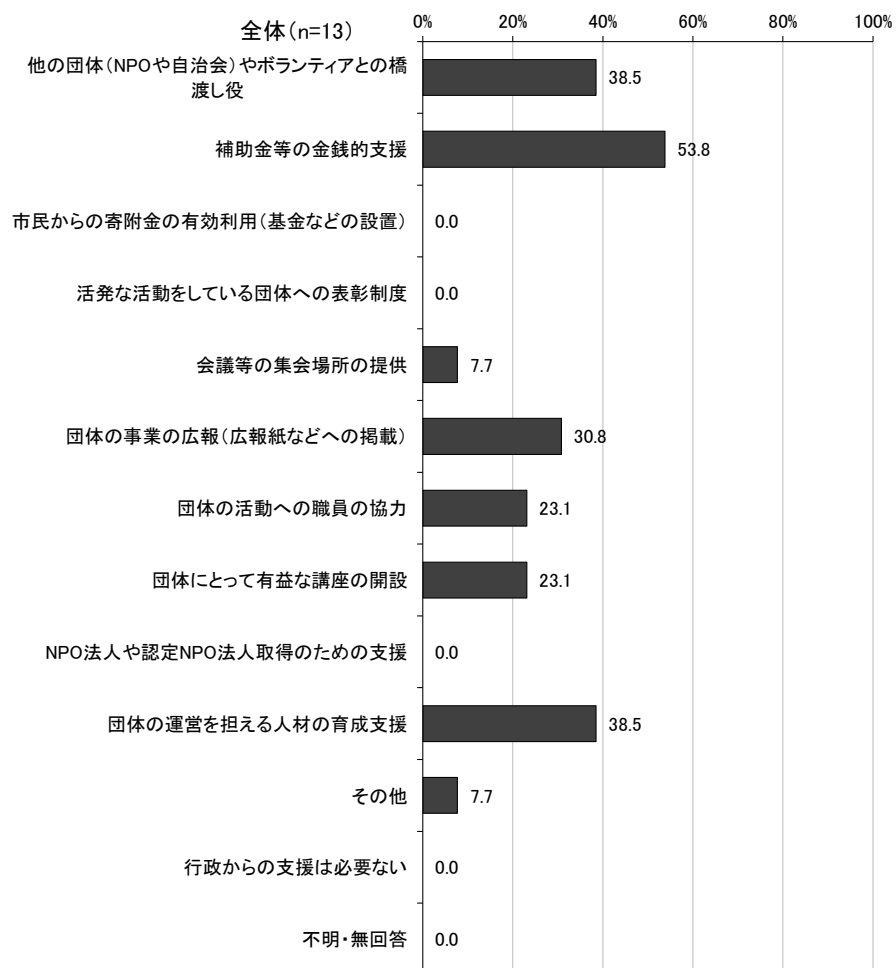
問 現在の活動で課題となっていること(○印は3つまで)

「構成員の高齢化」が 69.2%と最も高く、次いで「新たなメンバーの加入が少ない」が 61.5%、「活動の財源確保」が 38.5%となっています。



問 団体活動をする上で行政から支援してもらいたいこと(○印は3つまで)

「補助金等の金銭的支援」が53.8%と最も高く、次いで「他の団体(NPOや自治会)やボランティアとの橋渡し役」「団体の運営を担える人材の育成支援」がともに38.5%、となっています。



問 高齢者福祉に関する意見・要望(自由回答)

※ 自由回答は抜粋した意見を記載し、記載内容は適宜要約しています。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響について【運営上の影響など】
コロナ自粛で外出など活動を控えたため、急激に動けなくなった会員が増加した。
参加者の一部が外への出歩きが無くなったため足が弱くなり、コロナ感染解禁後において参加者数が減少した。
■ 新型コロナウイルス感染拡大による活動自粛期間からの活動再開に向けて必要だと思うこと
早朝8時からの活動開始、活動の内容により、1日に2から3件に抑え無理のない範囲で活動している。
緩和制限の解除に向けての段階や具体的な内容。
■「地域の集いの場づくり」①貴団体で取り組んでいること
高齢者の引きこもりを少なくする(サロンを忘れていそうな人には電話をしている)。
困り事があれば、できる限り相談にのったり、手を差し伸べる。
■「地域の集いの場づくり」②あればよいと考えられる制度、取組、事業
会場費等の補助・活動の紹介、広報。
会場までの交通手段(マイクロバス送迎)。
■「地域の集いの場づくり」③貴団体で今後取り組みそうなこと
各地区の自治会等で実行されている将棋クラブ等があれば、交流したいと思う。
買い物支援・傾聴(お話し相手)。
■「住民主体の介護予防活動」①貴団体で取り組んでいること
活動日には必ず体操(看護師指導のもと)を取り入れている。
健康体操、認知症予防のためのゲームや話をしている。
■「住民主体の介護予防活動」②あればよいと考えられる制度、取組、事業
定期的な保健師さんのサロンへの訪問。
活動費の補助・活動の紹介や広報。
実際、支援・サポートが必要な方が多く隠れているため、民生児童委員、地域・近隣の見守りによる発掘。
各種制度の周知徹底。例えば、「シニアのための生活情報ガイド」を高齢者世帯のみでなく、全戸に配布しジュニア世代にも制度を知ってもらう。
■「住民主体の介護予防活動」③貴団体で今後取り組みそうなこと
手話教室。
買い物時の重量物運搬(お店から自宅までの買い物袋(箱)、灯油缶の運搬)。
■「見守り・孤立化予防などの地域課題」①貴団体で取り組んでいること
サロンへの参加呼びかけ。
サロンに出席できない人のところへは年に何回か友愛訪問をしている。
■「見守り・孤立化予防などの地域課題」②あればよいと考えられる制度、取組、事業
郵便局員等と地域行政がタイアップし予防活動に取り組むこと。
生活支援員の拡充とPR・困り事保持者(利用者)の掘り起こし。
■「見守り・孤立化予防などの地域課題」③貴団体で今後取り組みそうなこと
サロンへの参加呼びかけ。
友愛訪問や困り事相談、支援等。
■福祉のまちづくりに向けてのご意見・ご要望
今後、高齢者が増加するのは、目に見えているため、行政、社協、地域サロン等が、もっと交流会を行い、地域の現状把握に努める必要があると思う。
高齢者を高齢者が支えているのが現状である。高齢者以外の人の意識を高め、活動に参加しやすい体制づくりが必要だと思う。
高齢者を支える人材が不足していると感じる。高齢者を支える人材の確保・育成や高齢者を支える団体活動への支援を強化すべきではないかと思う。
行政による制度・取組を全市民にわかりやすく周知する施策(救済の必要な方の掘り起こし)「シニアのための生活情報ガイド」全戸配布をしてほしい。

6. 本市の課題

■課題① 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

本市の総人口における高齢化率は増加傾向となっており、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22 年には 25%を上回ることが見込まれています。

また、65 歳以上のいる世帯数も増加傾向となっており、一般世帯数における割合は平成 27 年度以降、3割を上回るスコアで推移しています。

さらに、介護者の方の年齢についても、50 代・60 代・70 代が上位項目となっており、高齢化が懸念されます。高齢者の人口比率・世帯比率の増加に対応するためには、地域の方の見守りや手助けが一層重要となり、国が掲げる「我が事・丸ごと」による地域共生社会の実現が求められます。

本市においても、地域共生社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の推進に努めてまいりましたが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における「地域包括ケアシステム」の認知度は約4割にとどまっています。

今後増加が見込まれている高齢者やその介護者を地域全体で切れ目なく支えていくためには、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、地域社会全体で包括的な支援体制を築く必要があります。

■課題② 健康・生きがいづくりと介護予防の推進

本市の高齢者数は増加傾向となっています。中でも 75 歳以上の後期高齢者数は増加が目立ち、令和2年以降、その割合は1割を上回って推移し、令和 27 年には 13.9%と前期高齢者数を超えることが見込まれています。

本市の認定者数を平成30年と令和27年で比較すると要介護認定者数の増加率は約130%、要支援者数の増加率は約165%で、軽度者(要支援1・2)数の増加幅が大きくなっています。後期高齢者の増加が想定される中、今後は、軽度者を増やさないようにするとともに、要介護状態への進行を予防し、健康寿命を延伸するためにも重度化させないことが必要となります。

そのためには、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組を推進するとともに、高齢者自身が、地域において自分らしい暮らしができるよう、自らが生きがいを持ち、積極的に社会参加することにより、地域とのつながりを持ちながら、地域社会を支える担い手となることが重要です。

一方、社会参加へとつながる通いの場について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における【高齢者の会・グループへの参加の状況】では、全ての会・グループ等において「参加していない」が最も高くなっており、前回調査と比較すると10ポイント程「参加していない」の比率が増加しています。

また、【通いの場を良いものにするため、必要だと思われること】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」「歩いて行ける通いの場の設置」「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が上位項目となっており、参加へのハードルが高いという事が表面化しており、介護予防及び高齢者支援に取り組んでいる団体を対象としたヒアリング調査では、「構成員の高齢化」「新たなメンバーの加入が少ない」といった課題が顕在化しています。

高齢者の社会参加による健康・生きがいづくりを進めるためにも、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など多様な社会参加の機会を創出するとともに、受け皿となる団体の支援も含めて世代により変化する考え方や生活様式を踏まえ、必要に応じて施策を見直すことが必要です。

■課題③ 「共生」「予防」を踏まえた認知症施策の推進

本市における、認知症高齢者数は、令和元年より減少傾向となっています。しかしながら、在宅介護実態調査における【現在抱えている傷病】、【介護者の方が不安に感じる介護等】では「認知症」が前回調査同様、最も高い項目となっています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の【要支援リスク判定】をみても、認知機能の低下のリスクがある人が 40.7%と前回調査(40.2%)同様、4割を上回っていることから、「認知症」については、予断を許さない状況であることが想定されます。

令和5年6月に成立された「認知症基本法」では、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むとともに、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることとされています。

今後は、「予防」として社会参加の促進、運動不足の改善、生活習慣病の予防等の活動を推進するとともに、症状に応じた医療・介護サービスを受ける事ができる体制づくりを推進するとともに、「共生」の面からは、認知症への正しい理解について普及・啓発を推進し、認知症の人や介護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう包括的な支援を実施できる体制の構築を進めていく必要があります。

■課題④ 地域で安全・安心に暮らせる体制の整備

近年多発している台風や豪雨、地震等の大規模自然災害への防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染症対策、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブル対策、高齢者虐待の増加等、様々な観点において高齢者の安全・安心対策がより一層求められています。

本市においても高齢化や核家族化が進行し、高齢者のみの夫婦世帯数や高齢者単身世帯数が増加しています。

そのような状況の中、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における【地域住民自らによる高齢者支援として考えられるもの】では、「災害時・緊急時の支援」が 35.3%と3割を超えていますが、【高齢者支援の中で、できること】では「災害時・緊急時の支援」は 18.8%と2割を下回っています。

災害、事故、犯罪等の不測の事態や権利侵害等から高齢者を守るためには、正しい知識の普及・啓発に加え、関係機関同士のネットワーク強化等、地域コミュニティの連携強化等を推進するとともに、避難行動要支援者名簿、成年後見制度といった支援制度を活用し、地域全体で支援が必要な人に寄り添うことができる体制の構築が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、これまで「誰もが楽しく生き活きと暮らせるまちづくり」という計画の基本理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築、深化を進めてきました。

今後は、本計画期間中にむかえる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据えた対応が求められる中、誰もが暮らしやすいと感じる「地域共生社会」の実現へ向け、中・長期的な見通しのもとで地域包括ケアシステムのより一層の推進を図る必要があります。

本計画では、国の動向や社会潮流、本市がこれまで取り組んできた高齢者福祉施策等を踏まえ、第5期計画から定めている「誰もが楽しく生き活きと暮らせるまちづくり」という基本理念を継承し、実情に応じたより一層の高齢者福祉施策の推進に努めます。

■基本理念

**誰もが楽しく
生き活きと暮らせるまちづくり**

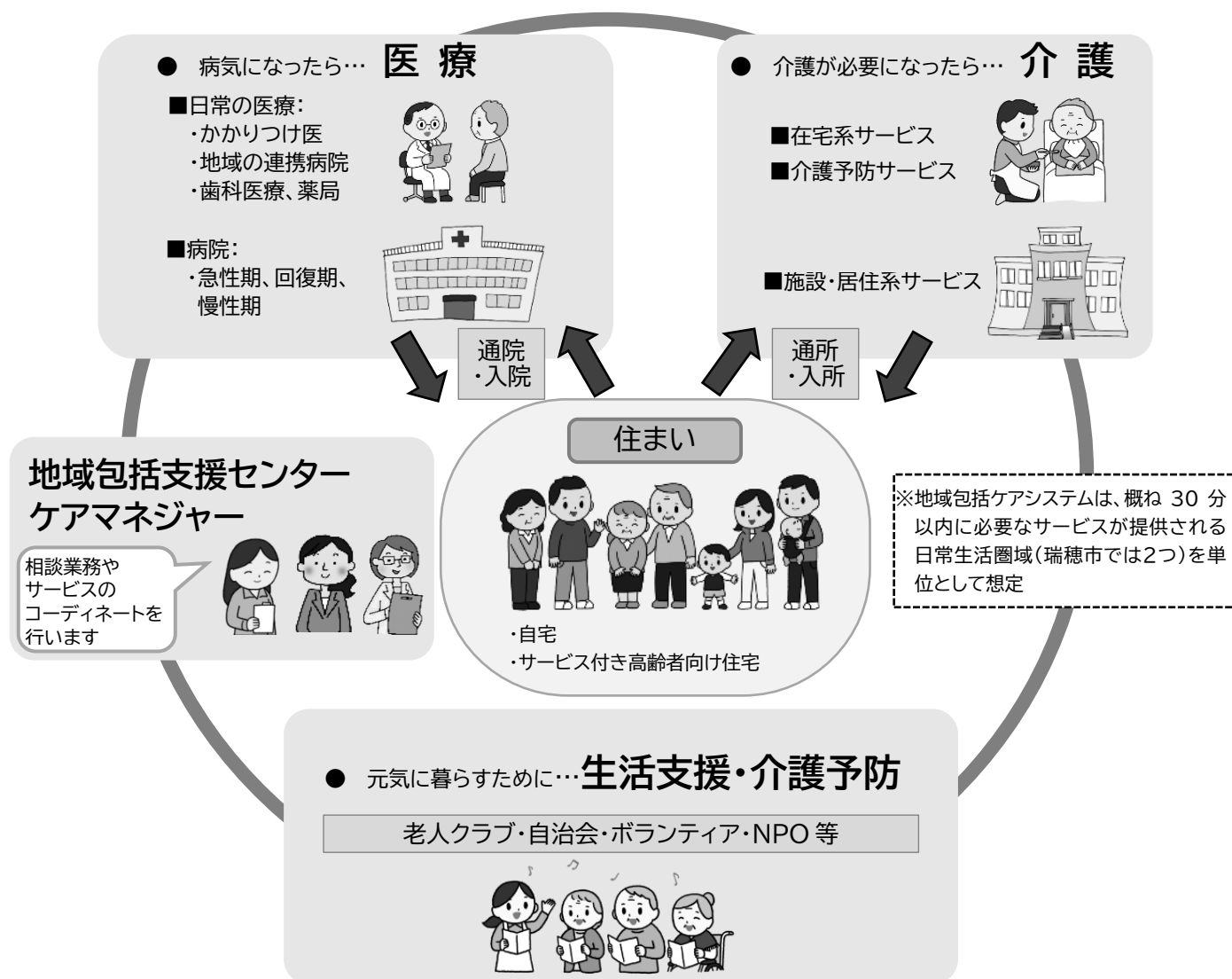
2. 地域包括ケアシステムを推進する上で重要となる視点

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域で支え合いながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築となります。

今後は、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

本計画では、計画期間中にむかえる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を踏まえるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、これまで構築・深化を進めてきた「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



※出典:厚生労働省ホームページ

■瑞穂市の地域包括支援ケアシステムが目指す目標

介護予防・健康寿命の延伸

本市の総人口は増加傾向にあり、高齢化率、高齢独居世帯数割合、高齢夫婦世帯数割合、認定率ともに、全国平均、岐阜県平均、もとす広域連合に比べ低くなっていますが、令和22年以降は、年齢4区分の割合において年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少し、高齢者人口(65歳以上)が増加することが予測されています。

また、世帯数においても、平成12年から令和2年にかけて、一般世帯数が約1.4倍増に対し、高齢独居世帯数は約4倍増、高齢夫婦世帯数は約3.2倍増と増加幅は大きくなっています。

一方、本市の高齢者のうち、要介護(要支援)認定を受けていない高齢者の割合は約87%(令和4年現在)となっており、本市の高齢者はその多くが元気な高齢者となっています。

今後、高齢者人口・高齢者世帯数の増加が想定される状況の中、限りある資源(ハード面・ソフト面とも)の中、高齢者が尊厳を保ち、安心・安全に自立した日常生活を送ることができるようにするためには、高齢者はもとより年齢層のボリュームゾーンであり、近い将来高齢者となり得る40代～50代も見据えながら、健康自立支援の観点から生活支援や介護予防・健康づくりの取組を推進し、健康寿命の延伸を図ることが重要であると考えます。

本計画においては、「介護予防・健康寿命の延伸」を重点目標として掲げ、高齢者が楽しく生き生き暮らせるまちづくりを推進します。

①フレイル予防の推進

「フレイル(虚弱)」とは、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態を指しますが、適切な予防や治療等を行うことで、要介護状態となることを防止することができます。

本市の課題として、高齢者で認知機能の低下や社会的役割が低い人が多いことが挙げられます。これらの課題は、フレイルや要介護状態へ進行するリスクを高めます。

高齢者に対し、介護予防やフレイルに関する啓発を行い、高齢者の介護予防への取り組みを促します。また、各種健康診査や保健指導等の充実を図り、高齢者の心身の状態の把握や、介護予防、重度化防止のための取り組みに活用します。

②社会参加を促す事業の推進

地域活動や社会活動へ参加することは、仲間や地域、社会とのつながりやグループへの帰属意識、活動への満足感等により、高齢者の主観的幸福感を高めることにつながります。

地域活動や社会活動への高齢者の参加を促すとともに、活動意欲の高い高齢者が気軽に活動に取り組むことができる仕組みづくりを行います。また、地域活動や社会活動を行う場の充実を図り、高齢者の活躍を促すとともに、高齢者の介護予防や重度化防止、地域の担い手の確保につなげます。

3. 基本目標

1. 住み慣れた地域で元気に暮らすことができるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く元気で暮らせるよう、高齢者自らの健康に対する意識の醸成を図るとともに、健康づくりや介護予防の取り組みにおいて積極的に参加できるよう、高齢者のニーズにあった健康増進・介護予防サービスを推進することにより、健康増進・介護予防活動の充実に取り組みます。

2. 生きがいをもって生き活きと暮らすことができるまちづくり

高齢者が知識や経験を地域社会に活かし、生きがいを持った生活を送ることができるよう、出会いや活躍の場を創出し、社会参加を促すことで、高齢者が社会の担い手として活躍できるよう支援の充実に取り組みます。

また、地域住民においても高齢者支援の理解を図り、地域住民や地域の多様な主体が参画することで、地域全体で支え合うことができる環境づくりを推進します。

3. 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

今後も認知症高齢者は増加していくと推測される中、認知症の相談窓口の周知や早期発見に努めるとともに、認知症に対する正しい理解の促進や地域での見守り体制の強化など、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」の環境づくりに努めます。

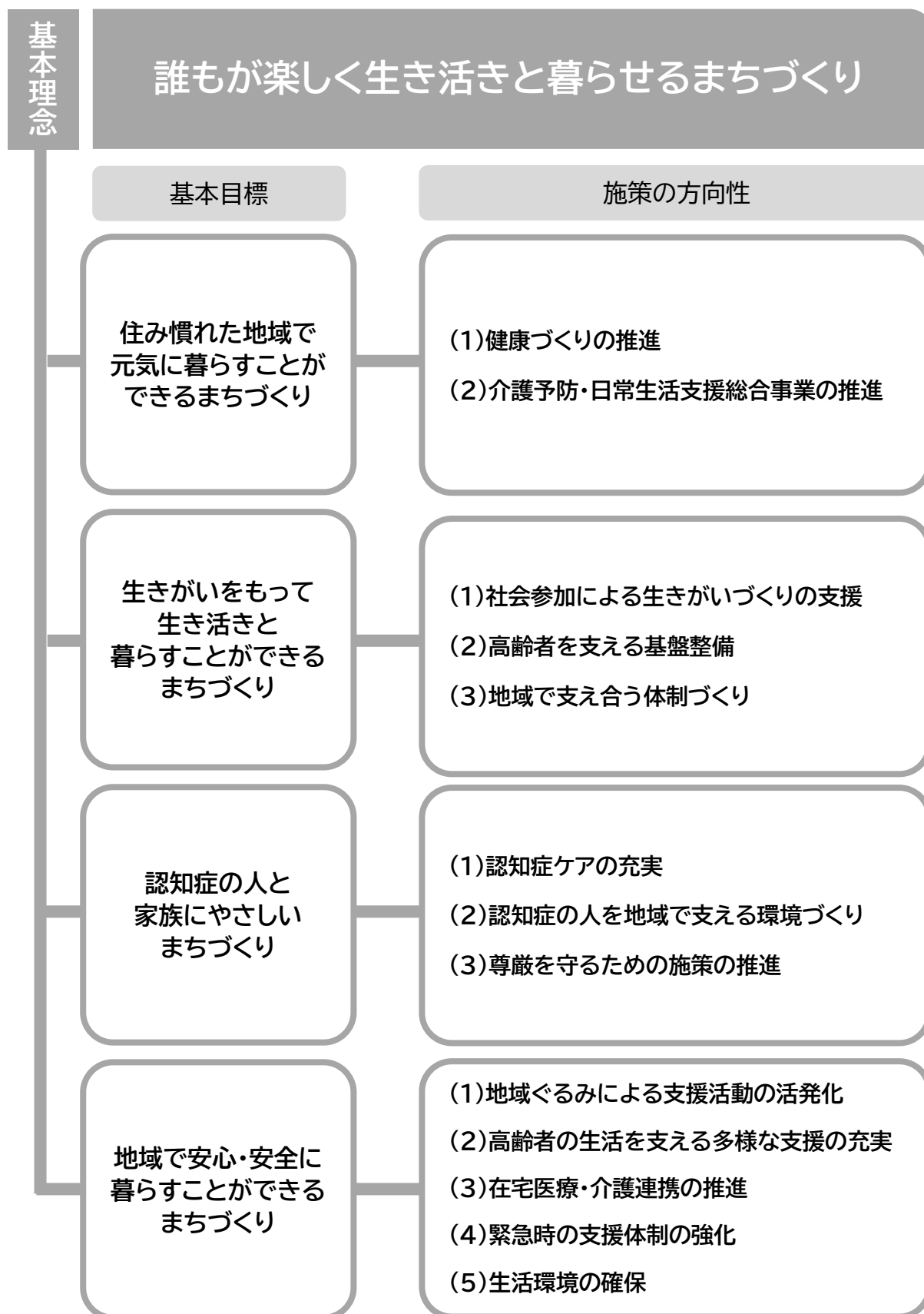
また「共生」の基盤の元、通いの場の拡大など「予防」の充実を図り、「共生」「予防」の両軸による総合的な施策の展開に取り組みます。

4. 地域で安心・安全に暮らすことができるまちづくり

高齢者が、認知症や一人暮らしで介護が必要な状態になっても、必要なサービスが適切に利用できるよう、福祉サービスの充実に努め、在宅医療と介護サービスの連携を推進するとともに、地域ぐるみによる支援活動の充実を図ります。

さらに、近年頻発している大型災害に対する防災・減災対策や、新型コロナウイルスに対する感染防止策の拡充等、地域で安心・安全に暮らすことができる環境づくりの構築に努めます。

4. 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1

住み慣れた地域で元気に暮らす ことができるまちづくり



(1)健康づくりの推進

高齢者がいつまでも生き活きと生活するためには健康であることが必要で、ライフステージの特性を踏まえた健康づくりに継続的に取り組むことが重要となります。

一人一人が自分自身の健康状態を把握し、日頃から健康への関心や目標を持って健康づくりに取り組むことができるよう、健康増進事業等を通じて健康づくりに対する意識の向上を図るとともに、医療機関と連携し、健康診査・歯科健診を受けてもらえる環境を構築することにより、高齢者が身近な場において健康づくりに主体的かつ効果的に取り組める場の充実を図る必要があります。

①健康増進事業の推進

- 広報や健康教室、各種健診等を通じ、生活習慣病の予防方法等、健康に関する正しい知識を普及し、生活習慣の改善を支援します。
- 健(検)診の受診率向上に向け、受診勧奨を継続するとともに、様々なライフスタイルに合わせた受診しやすい体制の構築に努めます。
- 感染症による正しい知識を普及啓発し、感染症予防・重症化予防の取り組みを行います。

【具体的事業】

※R5は見込値、R8は目標値。以降同じ。

事業	内容					担当課
特定健康診査	40歳から75歳未満の人を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健診を実施します。					医療保険課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	受診率(%)	45.8	44.8	45.0	60.0	
特定保健指導	40歳から75歳未満の人を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした保健指導を実施します。					健康推進課
	指標	R3	R4※	R5 (見込み)	R8	
	指導修了者割合(%) ※R4年は10月末現在	82.3	77.6	77.8	78.0	
すこやか健康診査	75歳以上の人を対象に、自分自身の健康状態を知ることができる機会を設けます。					医療保険課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	受診率(%)	42.4	42.7	43.0	●●	

【具体的事業】

事業	内容					担当課
特定歯科健診	25歳から70歳までの5歳刻み年齢到達者を対象に、歯周病等の歯科疾患に関する正しい知識や口腔の健康状態を知るための機会として、特定歯科健診を実施します。					医療保険課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	受診率(%)	12.1	11.9	12.0	●●	
さわやか口腔健診	75歳以上の人を対象に、口腔機能の健康状態を知る機会として、さわやか口腔健診を実施します。					医療保険課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	受診率(%)	7.8	7.9	8.0	●●	
がん検診・ 肝炎ウイルス検診	がん等の早期発見・早期治療につながるよう、がん検診(子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん)、肝炎ウイルス検診を実施します。					健康推進課
ロコモ教室	簡単な筋力トレーニング・バランスを保つ運動等を行い、食事や病気に関する知識を楽しく学べる教室を開催します。					健康推進課
健康相談	ポピュレーションアプローチとして、栄養相談、禁煙相談等の健康相談を実施します。					健康推進課
高齢者の予防接種	高齢者の感染症の発症および重症化予防のため、予防接種(高齢者肺炎球菌・インフルエンザ・带状疱疹)に要する費用の一部を助成します。					健康推進課

②保健・医療・福祉の連携

- 市民一人一人が、生涯を通じて心身ともに健やかな生活が営めるよう、保健・医療・福祉体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の一体的提供に向けて、関係機関間のネットワークシステムの確立を図ります。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的提供

- 健康づくりから介護予防の取り組みが継続的かつ効果的に行われるよう、高齢者の通いの場においてフレイル状態に着目した疾病予防に取り組む等、高齢者の保健事業と介護予防の一体的提供に向けた方策を推進します。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施 【新規】	75歳以上の高齢者を中心に、健康の保持増進とフレイル予防として通いの場にて専門職が栄養や運動について助言、健康相談を実施します。また、糖尿病腎症重症化予防として、専門職が個別に訪問し、保健指導を実施します。	医療保険課 健康推進課 地域福祉 高齢課

(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢化が進む中、介護予防の取り組みを総合的に推進し、健康寿命の延伸を図っていくことが重要です。また、要介護状態になった場合でも、できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう、一人一人の状態に応じた重症化予防を推進していくことが求められています。

高齢者が継続して介護予防に取り組むためには、取り組みの効果を実感できることや、高齢者が容易に通える身近な通いの場があること等が重要ですが、高齢者自身が介護予防を意識しつつ、地域で介護予防活動を行うといった支え合い・助け合いの地域づくりという視点からも、通いの場の必要性は高まっています。

一方、通所型サービスが一時的な利用でなく長期的な利用になっているといった運用面の問題や各種教室のメンバーの固定化、新規利用者数の伸び悩み等課題も顕在化しており、利用目的や本人の目標設定の仕方を見直す必要もでてきています。

要介護状態をもたらす可能性がある疾病等の予防に向けて、高齢者が主体的に介護予防に取り組める環境整備とともに、地域の実態やニーズを把握し、支援を必要とする高齢者を介護予防活動や適切な介護保険サービスの利用につなげていく仕組みづくりが必要になっています。

①一般介護予防事業の推進

- 効果的な介護予防が行えるよう、機能訓練の視点だけでなく、疾病の予防・重症化予防の視点を持った介護予防事業を実施するとともに、地域の実態やニーズに関する情報を収集することで、支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動への参加や適切な介護保険サービスの利用につなげます。
- インセンティブ制度として瑞穂市健康ポイント事業を実施し、介護予防への参加を促します。
- 介護予防の取り組みを推進するみずほ生き活きサポーターを育成するとともに、サポーター活動を地域で展開していくための協議や、サポーターのモチベーションの維持及び担い手の確保に向けた方策を推進します。
また、高齢者の閉じこもり予防や健康保持を図るとともに、サポーター自身が介護予防に取り組みつつ誰もが集える介護予防の場を継続的に提供するため、貯まったポイントを景品と交換できるくつろぎカフェうえるかむポイントを実施します。
- 地域における介護予防の機能強化を図るために、関係団体との連携のもと、住民主体で運営するサロン等にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域リハビリテーションの支援体制の構築を推進します。
- くつろぎカフェやふれあい・いきいきサロン等、通いの場におけるボランティアを担う人材の発掘に努めます。
- 民間の交流施設や対象者の家族といった若い世代との関わりが多い場所における各種教室の周知啓発を推進し、新規利用者の向上を図ります。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
一般介護予防教室	65歳以上の人を対象とし、認知症予防に向けた運動やレクリエーションを行う教室を実施します。介護予防への継続的な取組を促すため、身近な場所での開催、参加者同士の交流、仲間づくりも推進します。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	すまいる 教室	利用実人数(人)	—	69	83	90
		実施回数(回)	44	48	48	48
	脳いきいき 教室	利用実人数(人)	—	56	66	80
		実施回数(回)	85	96	93	95
	健康教室	利用実人数(人)	—	107	110	120
		実施回数(回)	13	20	20	20
ふれあい・ いきいきサロン事業	高齢者等を対象に、地域における交流の場の提供により外出を促し、健康の維持・増進につなげます。					社会福祉 協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	設置数(か所)	34	34	35	39	
	延べ参加人数(人)	3,922	5,983	8,400	9,600	
くつろぎカフェ (介護予防カフェ)	みずほ生き活きサポーターによる介護予防カフェとして、健康体操・介護予防レクリエーション等を行います。					地域包括支 援センター
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	延べ参加人数(人)	571	748	750	800	
みずほ生き活き サポーター養成事業	介護予防の必要性や実践方法を学び、自ら介護予防を実践するとともに、介護予防サポーターとして、地域の介護予防や健康づくり活動を推進するみずほ生き活きサポーターを養成します。養成後、介護予防活動を地域で継続的に展開していくため、スキルの向上及びモチベーションの維持等を目的に研修会を行います。					地域包括支 援センター
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	活動人数(人)	43	40	41	40	
	受講人数(人)	0	15	22	20	
みずほ健康・ スポーツポイント事業 【新規】	健診や検診の他、一般介護予防教室、認知症予防事業などに参加してポイントを獲得できる、岐阜県と瑞穂市の協働事業です。自主的で積極的な健康づくりや社会参加を目的とし、楽しみながら習慣化できる事業を継続して行います。					健康推進課

②介護予防・生活支援サービスの充実

- 要支援・要介護の状態になるおそれのある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた早期対応を行います。
- 各小学校区において、住民主体のサービスが展開できるよう、方策等について検討します。
- 現在展開している事業以外のサービス(訪問型サービス等)の拡充については、住民・関係者と協議しながら検討します。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
通所型サービスA (緩和基準サービス)	事業対象者に対して、個々の状態に応じた運動機能の向上及び認知機能の向上を行います。また、地域の通いの場を含めた受け入れや、参加者評価の方策等について検討を行います。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	71	85	87	91	
	利用回数(回)	292	336	336	336	
通所型サービスB (住民主体による支援)	居宅等において支援を受ける要支援者等に対し、地域住民が主体となり、公民館等で通いの場を提供し支援することで、閉じこもり予防や社会参加の維持を図るサービスです。今後は、通所型サービスBとしての位置づけを検討します。					地域福祉 高齢課
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	事業対象者に対し、専門職による運動機能向上プログラムを短期集中的に実施することで、心身機能の維持、改善及び生活意欲の向上を図ります。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	0	0	1	1	
	利用回数(回)	0	0	36	36	

基本目標2

生きがいをもって生き活きと暮らすことができるまちづくり



(1)社会参加による生きがいづくりの支援

高齢者がいつまでも自分らしく、より豊かに過ごすためには、社会参加や生きがいづくりが重要です。

高齢者の社会参加や生きがいづくりに対するニーズに応じていくためには、関係機関等と連携・協働が求められます。

一方、感染症対策の外出自粛等により、閉じこもり傾向や運動器機能の低下等がみられることから、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、地域での活躍の場の確保や地域に参加するきっかけづくり、高齢者が活躍しやすい地域づくりを推進します。

①高齢者の活動の場の拡大

- 歩いて行ける通いの場の設置に向け、ボランティアの育成と活動場所の確保を進めます。
- 高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加の促進を図るため、老人クラブ活動やボランティア活動への支援を行います。
- ボランティア活動者のニーズの多様化に対応するため、新たな活動の場の開拓・拡大に取り組むとともに、小地域でのつながりを意識した活動の充実を図るための方策を検討します。
- 高齢者が長年培った技術、技能を生かして、地域で活躍することができるよう、シルバー人材センターの活動に対する支援を行います。
- 老人クラブやボランティア団体、シルバー人材センターへの加入促進、活動の機会の拡大に向けて、活動の周知や活動上の課題整理、先進事例等の研究を促します。
- 高齢者の活動の場の設置に向け、高齢者が支え手となる事業の実施を検討します。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
老人クラブへの支援 (老人クラブ活動費補助事業)	高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりとともに、在宅高齢者への支援等を行う老人クラブの運営費の補助を行うことで、活動への支援を行います。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	単位クラブ数(クラブ)	39	35	35	35	
	会員数(人)	2,095	1,829	1,829	1,850	
ボランティアセンター	ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録、情報提供や研修の実施等ボランティア活動に対する支援を行うとともに、ボランティアとボランティアを必要としている人のマッチングを行います。					社会福祉 協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	個人登録数(人)	138	133	119	120	
	団体登録数(団体)	90	91	88	90	
	団体登録人数(人)	1,132	1,358	1,131	1,140	

【具体的事業】

事業	内容					担当課
地域介護予防活動 支援事業	高齢者が地域住民と交流することで社会的孤立を防止するとともに、介護予防につながる生きがいづくりや健康保持を図る活動の運営に対して支援します。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	補助団体数(団体)	0	6	7	10	
シルバー人材センター への支援 (シルバー人材センター 運営費補助事業)	働くことを通じた高齢者の生きがいづくり、地域社会の活性化に貢献する組織であるシルバー人材センターの運営費の補助を行うことで、活動への支援を行います。					地域福祉 高齢課

②生涯学習・スポーツ活動等の推進

- 瑞穂大学や公民館等での学習機会の充実を図るとともに、より楽しく学習が行えるよう、内容の工夫を行います。
- 高齢者が地域で気軽に楽しめる場として、高齢者を対象としたレクリエーション活動やスポーツ活動の場の充実に努め、社会参加の場を創出する等、健康寿命の延伸につながる取組を進めます。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
瑞穂大学(健幸学部)	おおむね 60 歳以上の人を対象に、ココロかさなる CCN センター(総合センター)において瑞穂大学寿学部健幸学部として、月1、2回程度の講座と年1回の社会見学を行います。	生涯学習課
瑞穂大学脳力活性学部 「おじいちゃん ・おばあちゃんも 学校へ行こう」	巣南公民館内のふれあいホールを会場として、国語、算数、音楽や図工等の学習を行います。	生涯学習課
老人福祉センター	高齢者の交流拠点として整備を進め、健康づくりや生きがいづくり、教養の向上を目的としたレクリエーションや学習の場等を提供します。	地域福祉 高齢課
多世代交流事業	ボランティア活動やスポーツ、文化活動等を通して、高齢者とその他の世代との交流を進め親睦を深めることで、世代や立場を超えてお互いに協力し合う心を養い、地域の活性化及び高齢者の生きがいを創出します。	社会福祉 協議会
市民自主講座	講師と受講者が一体となり自主的に運営していく公民館講座です。「生涯にわたって学んでいこう」という意欲を醸成します。	生涯学習課
生涯学習自主事業	講演会、クラシックコンサート、演劇等、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。	生涯学習課
生涯スポーツの推進	市民が気軽にスポーツに触れる機会を提供します。 ウォーキングエクササイズを普及させることにより、市民のスポーツ実施率の向上を図ります。	生涯学習課

(2)高齢者を支える基盤整備

要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が不可欠で、本計画期間中にむかえる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる「2025 年」、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり現役世代が急減する「2040 年」を控え、地域の包括的支援体制の強化がますます重要になっています。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、一人一人の状態やニーズ等に応じたサービスを適切かつ効果的に提供できる体制の整備、関係機関同士の連携、一体的実施における医療・介護データの有効活用を推進するとともに、高齢者自身だけではなく、家族も見据えた包括的な相談体制の強化を進めることが求められています。

①地域包括支援センターの機能強化・体制整備

- 地域包括支援センターの総合相談機能の充実に向けて、相談窓口の周知及び関係機関同士の連携を図ります。
- 介護支援専門員が介護予防や自立支援を重視してケアマネジメントを実践し、高齢者の課題の解決が図れるよう、研修等の実施により介護支援専門員のスキルアップを図るとともに、地域包括支援センターにおいて、解決困難なケースを抱える介護支援専門員に対する支援を行います。
- 高齢者向けに市や社会福祉協議会、地域の社会資源等のサービスを掲載した情報誌「シニアのための生活情報ガイド」や地域包括支援センターだより等を活用し、地域包括支援センターの周知や介護予防の啓発を図ります。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を推進するにあたり、機能拡充のためのランチ設置等、地域のニーズを把握しながら検討します。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援、権利擁護等の相談に応じ、多職種連携を図りながら、適切なサービスや機関につなげていきます。 また、要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象に、介護予防や自立支援に注力したケアマネジメントを実施する等、総合相談支援業務や権利擁護業務のほか、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の役割を担います。	社会福祉協議会
みずほケアマネサロン	市内の主任介護支援専門員と連携し、2か月に1回、事例検討等を行い、介護支援専門員のスキルアップや情報の共有、ネットワークの形成を図ります。	地域包括支援センター

②地域ケア会議・小地域ケア会議の推進

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、多職種の専門職、地域の関係機関等で構成される地域ケア会議において地域の課題を共有し、高齢者一人一人に対する支援の充実と社会基盤の整備を図ります。
- 小地域ケア会議において、自立支援に向けた検討を行います。また、地域の介護支援専門員、民生委員・児童委員等より相談を受けた個別ケースについて支援方法等の検討を行います。
- 高齢者の顕在ニーズや課題等を把握するとともに、ニーズや課題に応じた生活支援や介護保険サービスが提供されるよう、サービスや介護支援専門員の質の向上に向けた方策やニーズとサービスをつなげる仕組みづくりについて検討を行います。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
地域ケア会議	小地域ケア会議を行う中で抽出された地域の課題を把握し、専門職や地域の関係機関等が議論することにより、課題共有を図るとともに、高齢者一人一人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備についての検討を行います。	地域福祉 高齢課
小地域ケア会議	高齢者の自立支援や課題の解決等を目的として、多職種が協働して個別ケースの支援内容の検討を行います。また、個別の課題から地域の課題を把握し、市の地域ケア会議への提言を行います。	地域包括支 援センター

③地域連携ネットワークの構築

- 地域ケア会議や小地域ケア会議をさらに充実させ、地域の保健・医療・福祉関係者やボランティア団体等の社会資源を把握し、顔の見える関係づくりを図ります。
- 多様な主体と連携し、共通認識のもとで高齢者への支援策の検討を行うとともに、包括的支援に向けた協議体の拡充や生活支援コーディネーターとの連携により、関係者間のネットワーク化を図り、地域包括ケアの仕組みづくりに取り組みます。

④介護予防評価事業の基盤整備

- 高齢者の健康や暮らしに関するデータを整備し、健康状態の把握を図ります。
- もとす広域連合や関係市町と連携し、介護予防事業の評価システムの導入を目指した検討を行い、効率的な介護予防事業の運用を図ります。
- 一般介護予防事業やみずほ健康・スポーツポイント事業等の参加者のデータを把握、分析し、介護予防事業の充実につなげます。

⑤相談体制の充実

- 福祉総合相談センターにおいて、幅広い世代の様々な相談に応じるとともに、高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターと連携した世帯支援に努めます。
- 広報や、各施設において相談センターの周知を行う等、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 認知症カフェや介護予防カフェといった高齢者の身近な場所で相談に応じるとともに、地域包括支援センターの周知を行います。
- より高齢者が立ち寄りやすい身近な場所で各種相談事業を開催することにより、地域で孤立している高齢者等を把握し、地域の交流の場へ誘い出して社会的孤立の解消を図ります。
- 地域包括支援センターの充実の観点から、在宅介護支援センターの今後のあり方について検討を行います。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
福祉総合相談センター	年代を問わず、幅広い分野にわたる様々な相談に対応できるよう、引き続き各種相談事業の啓発及び実施します(心配ごと相談、無料法律相談、人権相談、行政相談等)。地域活動を通じて吸い上がった課題が相談窓口につながるように、生活困窮者の支援を通じた地域づくり事業等の機会を有効に活用し、相談支援につながっていける入り口支援の強化に努めます。					社会福祉協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	相談件数(件)	1,427	1,339	1,400	1,500	
在宅介護支援センター	高齢者やその家族の在宅介護、介護予防、生活支援等に関する相談に応じ、支援を必要とする人が必要な保健・福祉分野のサービスが受けられるように、地域包括支援センター等との連絡調整を行います。 また、継続的な見守りが必要な高齢者を対象に、実態把握のための訪問を行います。					地域福祉高齢課
瑞穂法律相談センター	家庭的な事情や身体的・生活的事情等により、法的な相談支援を受けることが困難な高齢者等を対象に、社会福祉協議会を相談場所として、民事法律扶助制度を活用した無料法律相談を定期的に実施します。					福祉総合相談センター
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	相談件数(件)	46	45	44	46	
福祉従事者向け 弁護士出張相談	要支援者が抱える法的課題に対する発見・解決能力の向上を目的として、福祉従事者を対象に法的課題の解消と、継続的な相談支援に結び付けていきます。弁護士による相談、助言、ケース会議の開催等も行います。					福祉総合相談センター
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	相談件数(件)	15	6	8	12	

(3)地域で支え合う体制づくり

本市は、7つの小学校区があり、それぞれで人口動態や地域資源、地域福祉活動の状況が異なっています。そのため、専門的な支援機関だけではなく、地域のことを最も理解している住民自身が、地域の課題を自分ごととして考え、地域の担い手となる必要があります。

今後は、各小学校区で検討されている様々な支え合い活動について、地域住民に対し参加を促すとともに、地域課題について、優先順位を決め、取り組みを行い、地域で困りごとを抱える高齢者の日常生活を支援する体制整備の充実を図ります。

①生活支援体制の整備

- 地域において高齢者の生活支援・介護予防サービスや活動の提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの配置により、住民とともに、地域の資源把握から課題解決につなげる仕組みづくりを進めます。
- 地域の福祉課題を地域住民自身が話し合う場として、市全体の福祉課題を議論の対象とする第1層地域支え合い推進会議と、小学校区単位の福祉課題を議論の対象とする第2層地域支え合い推進会議を開催します。また、未設置の小学校区においては、協議体の設置を目指します。
- 高齢者の日常生活への支援を行う生活支援ボランティアの育成に努めます。
- 地域のニーズに合わせた日常生活支援についての協議が、住民主体の活動につながる展開となるよう、地域で支え合う体制づくりを進めます。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
生活支援コーディネーター	地域における様々な活動や支え合いを発掘・発信し、自治会や民生委員・児童委員とボランティア活動、NPO等のネットワークの核となる生活支援コーディネーターを、市全体を活動範囲とする第1層に加え、小学校区を活動範囲とする第2層にも配置します。					社会福祉協議会
地域支え合い推進会議	地域住民やボランティア、NPO、専門職等の関係者が集い、話し合う地域支え合い推進会議を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりに向けた検討を行い、その結果を市の福祉施策に反映させます。					社会福祉協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	協議体設置数 (校区)	5	5	5	7	
生活支援ボランティア	ゴミ出し、庭の手入れ、電球の交換といった日常のちょっとした困りごとのお手伝いを行う、生活支援ボランティアの育成に努めます。					社会福祉協議会

②地区社会福祉協議会の推進

- 地区社会福祉協議会の設立に向け、第2層地域支え合い推進会議等において、議論を進めます。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
地区社会福祉協議会	「住み慣れた地域で、誰もが安心して豊かに暮らし続けることができるまちづくり」を目指し、自分たちの生活する地域の福祉課題を自分たち自身の課題として受け止め、解決に向けた取り組みを推進していきます。小学校区単位の設置とし、設立及び運営の支援を行います。	社会福祉協議会

基本目標3 認知症の人と家族に やさしいまちづくり



(1)認知症ケアの充実

本市の在宅介護実態調査において【現在抱えている傷病】、【介護者の方が不安に感じる介護等】では「認知症」がトップ項目となっており、要支援リスク判定をみても「認知機能の低下のリスク」がある人が約4割となっています。認知症の予防と進行の抑制には早期の発見・対応が重要であるため、関係機関が連携を図りながら、認知症高齢者を支援する仕組みづくりが不可欠です。

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で暮らせるよう、早期診断・早期対応が行える体制や認知症の程度に応じた医療や介護サービス、生活支援が一体的に提供できる体制の整備に取り組む必要があります。

①認知症の発症予防

- 認知症予防等に関する基本的な知識を啓発するため、出前講座や簡易認知機能テストを行い、認知機能に不安のある人に認知症予防教室の参加を呼びかけます。
- 認知症予防教室においては、健康づくりや介護予防、社会的つながりといった多角的な視点から取り組むとともに、継続性を持った取り組みとなるよう内容等の工夫を行います。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
あたまの健康チェック	認知症を早期に発見・予防する重要性について、普及・啓発活動を行い、あたまの健康チェックの受検勧奨を行うとともに、あたまの健康チェックの結果に基づき認知症予防教室や適切なサービスへとつなげます。	地域福祉 高齢課
あたまの健康チェック 事後教室	あたまの健康チェックを受けた方を対象に、運動、食事、口腔の健康の大切さを伝え、自宅で継続して実践できる認知症の予防方法を紹介します。	地域福祉 高齢課

②認知症の早期診断・早期治療

- 認知症の疑いのある人を早期診断・治療に結びつけられるよう、適切なサービス提供の流れ等、医療と福祉の連携を一目でわかるように示した認知症ケアパスの活用を図るとともに、ケアパスの内容がニーズに応じたものとなるよう、掲載内容の見直しを行います。
- 認知症の人やその家族に専門職が早期に関わり、適切な診療や介護サービスへつないでいくことができるよう、医療機関等への研修会等の実施により、認知症初期集中支援チームの機能充実を図ります。
- 認知症地域支援推進員の増員を図り、医療・介護・福祉サービス等の連携の仕組みのさらなる充実に向け、新たな事業の創出等の検討や新設サービスの研究等を行います。
- 医療・介護従事者を中心とした多職種役割の明確化及び連携強化に向けて、認知症に対する個々の対応能力向上を図るための研修会を実施します。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
認知症ケアパス (認知症ガイドブック)	認知症についての相談先や症状に応じたサービス提供の流れや仕組みを説明した認知症ケアパスを作成するとともに、ケアパスの普及・啓発を行います。	地域包括支援センター
認知症 初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し複数の専門職が訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえた観察・評価を行い、初期の段階から包括的・集中的支援を行います。	地域包括支援センター
認知症対応力向上事業	医療・介護従事者のみでなく、住民や各種異業種団体等を含めた多職種が、認知症の人や家族に対して苦慮することなく安心して支援ができるよう、また容態に応じた医療・介護等のサービス等を受けられるよう、認知症の対応能力向上に向けた研修会を行います。さらに、多職種連携としての役割分担と連携体制の構築・強化を目指します。	地域包括支援センター
認知症地域支援推進員	専門知識を生かして相談業務に応じたり、地域のネットワークづくりに関わる等、様々な場面において地域の実情に応じた認知症施策の企画・調整等を行います。	地域包括支援センター

③若年性認知症の人への支援

- 地域包括支援センターを中心として関連機関との連携を図り、日常生活への支援や就労・社会参加への支援等、多岐にわたる分野の支援が一体的に行えるよう、体制の整備に取り組めます。
- 若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症支援の好事例に関する情報を収集し、効果的な支援の方策についての検討を行います。

(2)認知症の人を地域で支える環境づくり

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を構築するためには、認知症高齢者の生活ニーズに対応した多様な生活支援サービスの充実はもとより、市民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の人も社会で活躍し、よりよく生きていくことができるような環境整備が必要です。

また、認知症ケアを担う人材の確保・育成に取り組み、地域の見守り活動を充実することも重要です。

①認知症に対する理解促進

- 広報や市ホームページを活用し、認知症に対する正しい理解の普及を図ります。
- 市民の認知症に対する正しい理解の深化や、認知症の生活課題等を考えるきっかけづくりとして、認知症啓発イベント「みずほ♡おれんちぷろじえくと」を実施します。
- 認知症の人のピアサポート活動の中で、本人ミーティングの場を設ける等、認知症の人が声をあげる場の確保に努めます。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
みずほ♡おれんち ぷろじえくと	認知症の人やその家族、介護サービス事業所、一般市民、一般企業等が、市内でたすきリレーをするイベントを通して、認知症への正しい理解を促し、認知症の人と地域をつなぎ、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。	地域包括支援センター

②認知症の人を支える仕組みの構築

- 認知症サポーター養成講座の実施により、**地域住民**の認知症に対する理解や対応能力の向上に努めます。また、将来の担い手の育成として小学生を対象とした講座の充実を図るとともに、中学生を対象に認知症サポーターステップアップ講座を実施します。
- 認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを増員し、認知症サポーターのフォローアップ体制の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族が気軽に交流し、ピアサポートの場ともなる認知症カフェ等の充実を図るとともに、周知啓発を行います。
さらに、次の段階として、地域や隣近所、友人・知人といった幅広い交流等につなげることで新たな関係を築き、認知症への理解を広めます。
- 地域で暮らす認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを結びつけるため、チームオレンジの設置に向けた取り組みを推進します。
- 認知症カフェ等において、認知症の人がスタッフとして働く等、認知症の人も地域で役割を持てるような方策を検討します。
- 「認知症になってもあんしんまちづくり協議会」において、認知症ケアパスの改定や認知症対応能力向上研修に関する検討、キャラバン・メイトの活動拡大に向けた検討等を行います。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
認知症サポーター養成事業	市民や福祉関係者等を対象に、依頼に応じて講師を派遣し、認知症に関する基礎知識や具体的な対応方法、支援のあり方等を習得する認知症サポーター養成講座を実施します。	地域包括支援センター
みんなずっとほっと隊	認知症の啓発・理解の推進強化及びキャラバン・メイト組織（みんなずっとほっと隊）が活動しやすい体制を整備するために、定期的な連絡会議を行います。また、育成するメンバーとともに、認知症サポーター養成講座の充実を図ります。	地域包括支援センター
チームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）	認知症の人やその家族とキャラバン・メイト養成研修を修了した人をリーダーとしたサポーターをつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備に向けた検討を行います。	地域包括支援センター
みんなずっとほっとカフェ（認知症カフェ）	認知症の人とその家族、介護・福祉の専門職等が気軽に集い、日常生活上の不安や苦勞を話したり、悩みの相談、情報交換を行ったりできる場を構築するとともに、認知症を正しく理解できる場として、認知症カフェの充実を図ります。	地域福祉高齢課
	市が主催及び住民主体の認知症カフェの企画・運営の後方支援を図り、認知症の人や家族の孤立化を予防します。	地域包括支援センター
ピアサポート活動	認知症の人が同じ認知症の仲間とのつながりを通して思いを共有するとともに、自分と同じような不安を抱える人を支援する担い手として活動するピアサポート活動を推進します。	地域包括支援センター
認知症になってもあんしんまちづくり協議会	認知症になっても安心して暮らせるまちについて考え、実現の方策について検討する協議会、分科専門部会（認知症連携部会、認知症広報部会・啓発部会）を開催します。	地域包括支援センター
高齢者見守り補償事業	高齢者の行方不明時の早期発見・保護等を目的とした地域の見守り体制のため、見守り補償事業を実施します。（登録された高齢者のかたに起因する損害賠償保険に市が加入します。）	地域福祉高齢課

(3)尊厳を守るための施策の推進

認知症高齢者においては、契約についての判断や日常的な金銭管理等に関する判断ができず、日常生活に不利益を被ってしまうといった問題が発生しており、高齢者の権利擁護の視点に立った支援が必要になっています。また、認知症高齢者をはじめ、高齢者に対する虐待も深刻化しており、対策の拡充が必要です。

高齢者の権利を守るため、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の利用促進等、権利擁護の取り組みを進めるとともに、虐待への対策として、虐待の発見から通報、支援につなぐ仕組みづくりを充実していく必要があります。

①権利擁護の推進

- 高齢者が日常生活を送る上で、権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進により、高齢者の権利擁護を推進します。
- 関係機関等との連携のもとで、成年後見制度に関する相談や手続きに関する支援を行います。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
日常生活自立支援事業	認知症等により判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、各種福祉サービスの利用に向けた支援や日常の金銭管理に対する支援等を行います。	福祉 総合相談 センター
成年後見制度利用促進事業	身寄りがいない等、親族等による法定後見の申立てができない人については、親族等に代わり、市長が家庭裁判所に申立てを行うとともに、申立てに必要な費用及び成年後見人の報酬助成を行います。	地域福祉 高齢課
終活支援事業【新規】	これまでの歩みを内面的に総括するとともに、今後の人生をより楽しみ最後まで自分らしく過ごすためにエンディングノートの活用を推進します。	地域福祉 高齢課

②高齢者虐待防止対策の推進

- 地域の見守り活動を通じ、虐待の早期発見、未然防止を図ります。
- **高齢者虐待**に関する相談、通報に対応するとともに、研修機会の充実等により、相談を担当する職員のスキルアップを図ります。
- 虐待の被害を受けた高齢者や虐待の疑いのある高齢者を適切な支援につなげるため、地域包括支援センターを中心とした虐待防止ネットワークの構築に取り組みます。
- 介護サービス事業所における虐待の未然防止・早期対応に向け、事業所に対し、高齢者虐待の実態や未然防止策、事例への対応について学ぶための研修を実施します。

基本目標4

地域で安心・安全に暮らす ことができるまちづくり



(1)地域ぐるみによる支援活動の活発化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また、障がいのある方等、日常生活で支援を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、見守り活動といった地域福祉活動が重要な役割を担っています。

また、高齢者の生活を支えるためには、生活支援サービスや介護保険サービスが充実していることが重要ですが、それに加えて、暮らしの悩みやちょっとした困りごとを助け合える、住民同士の支え合いが重要になっています。

地域全体で高齢者の生活を支援していくためには、隣近所での声かけ、支え合いといった互助の活動を推進するとともに、地域を支える担い手の確保・育成を図り、高齢者を地域全体で見守る仕組みづくりに取り組むことが重要になっています。

①地域の支え合い意識の醸成

- 地域全体で高齢者を見守る地域づくりに向けて、地域のつながり、支え合い、助け合いに対する市民の意識向上を図るとともに、地域包括ケアシステムの考え方についての周知を図ります。また、瑞穂穂積地区においては、瑞穂巣南地区より、「高齢者のみの世帯(1人暮らし・夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上))」が多く、「1週間での介護頻度」についても、「ほとんどない」と回答している方が多いことから、事業の優先順位等も含め、地区の実情に合わせた施策の展開を推進します。

②見守り活動の推進

- 地域の見守り活動の活性化に向けて、福祉協力員の設置促進を図るとともに、民生委員・児童委員と福祉協力員の合同研修会の実施等により、連携体制の強化を図ります。
- 地域の見守り活動が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員及び福祉協力員の役割等の周知を図ります。
- 地域組織による見守り活動のほか、協力事業所による見守り活動の活性化に取り組みます。
- 地域で見守り支え合う仕組み「見守りネットワーク」の構築に向けて、福祉協力員、自治会長、民生委員・児童委員を対象とした研修会、3者交流会を実施し、それぞれの地域の実情に合わせた見守りについて話し合いを実施します。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
民生委員・児童委員	担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を担う民生委員・児童委員への活動を支援します。					地域福祉 高齢課
福祉協力員	地域住民による高齢者等の見守り体制を整えるために、自治会単位での福祉協力員の設置を推進します。					社会福祉 協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	協力員数(人)	283	333	371	380	
	設置自治会数(か所)	70	75	81	87	
見守り協力事業所等 連携事業	新聞、郵便等の事業者と協力して、高齢者の安否確認の見守りを行うとともに、新規事業所の参入促進を図ります。					地域福祉 高齢課
防火訪問	火災が発生しやすい季節に合わせ、ひとり暮らし等の高齢者世帯を対象に、消防署と民生委員・児童委員による防火訪問を行います。					地域福祉 高齢課

③民生委員・児童委員、福祉協力員の資質向上

- 地域の見守りネットワークの中心的な役割を担う民生委員・児童委員及び福祉協力員に対する研修や講習会を実施し、住民の身近な相談相手として、より一層の資質向上を図ります。

④社会福祉協議会との連携

- 地域福祉の中心的担い手である社会福祉協議会の活動に対する支援を行うとともに、連絡会議を実施し、情報共有や支援事例に対する検討・協議を行います。
- 社会福祉協議会を中心とした地域包括支援ネットワークを構築し、地域の多様な主体による支え合い活動の仕組みづくりに取り組みます。

(2)高齢者の生活を支える多様な支援の充実

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスの提供のほか、多様な福祉サービスの提供により日常生活へのきめ細かな支援を行うことが重要であるとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等、日常生活に手助けを必要としている高齢者に対しては、ニーズに応じた多様な生活支援を行っていくことが必要です。

また、高齢者の地域生活を支えるためには要支援・要介護高齢者への支援のみならず、介護者の心身の負担軽減に向けた対策も重要になっています。

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、ニーズに応じた生活支援サービスを包括的・継続的に提供できる体制を充実するとともに、介護者が介護の悩みやストレスをひとりで抱え込まないよう、心のケアに対する取組も促進する必要があります。

①日常生活支援サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の生活を支える多様なサービスの充実を図ります。
- 福祉機器・買い物等支援事業についてはボランティア団体、運転手と連携し安定した事業運営に努めます。
- 高齢者タクシー助成事業については、必要に応じて利用に関する要件の**見直しを行い**、利用促進を図ります。
- 高齢者に係る犯罪防止に努めます。

【具体的事業】

事業	内容					担当課
老人日常生活用品購入費助成事業(紙おむつ)	家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、自宅において寝たきり、または認知症の状態にあり常時介護を必要とする概ね 65 歳以上の人を対象に、紙おむつの購入費を助成します。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	378	337	360	380	
緊急通報体制支援事業	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者単身世帯に準ずる世帯を対象として、家庭での急病や事故に備えて緊急通報装置を設置し、高齢者の安全確保を図ります。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	215	212	210	210	
短期入所生活介護 特別事業	介護保険の対象者や介護をしている家族等が、疾病等の理由により在宅で介護ができない場合において、一時的に短期入所生活介護を行います。					地域福祉 高齢課

【具体的事業】

事業	内容					担当課
福祉機器等日常生活用具貸与事業	介護保険制度等による福祉機器の貸与を受けられない人を対象に、車いすや歩行器、四点杖の貸出を行います。					社会福祉協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	車いす貸出件数(件)	51	67	70	70	
	歩行器貸出件数(件)	6	9	10	10	
	四点杖貸出件数(件)	7	9	10	10	
福祉車両貸出事業	日常的に車いすを使用する等、外出困難な人を対象に、福祉車両の貸出を行います。					社会福祉協議会
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	貸出件数(件)	50	36	40	50	
ダイニングサポート事業 (配食サービス)	見守りが必要な高齢者を対象に宅配サービスを実施し、栄養改善、介護予防に向けた支援を行います。 また、事業を通じ、利用者の安否確認、健康状態の観察等を行い、必要に応じて管理栄養士による相談指導を継続的にを行います。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	115	99	110	130	
買い物等支援事業	高齢化率の高い地区(本田団地、呂久地区、牛牧団地)において、各地区のボランティア団体が運営主体となり、買い物に行くことが困難な高齢者等を対象に、スーパー等への送迎の付き添いと買い物サポートを行います。					社会福祉協議会
高齢者タクシー助成事業	自動車を運転しない75歳以上の人(要件あり)を対象に、タクシーチケットを発行することで移動支援を行います。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	650	808	900	1,000	
生活管理指導短期宿泊事業 (養護老人ホームのショートステイ)	概ね65歳以上の社会適応が困難な者や虐待等を受けている者、身体上又は精神上の障害がある者等が、在宅で日常生活を営むことが困難な場合に、短期間の宿泊により、日常生活の指導や支援を行います。					地域福祉 高齢課
救急医療情報キット配布事業	在宅の高齢者に対して、かかりつけの医療機関や持病等救急時に必要な情報を保管するキットを配布します。					地域福祉 高齢課

②介護保険サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの充実を図ります。また、障がい者が高齢になっても同じ事業所でサービスを受けることができるよう、共生型サービスの導入について検討を行います。
- 増加・多様化する介護ニーズに対応できるよう、介護サービス事業所と連携を図り、新たな人材を確保するための取り組みを進めます。
- 地域包括ケアシステムを下支えする介護人材を確保するため、人材育成支援、離職防止、人材の受入環境の整備を図るとともに、介護現場の生産性向上に資する様々な支援を促進します。
- 元気な高齢者やICTの活用等を推進し、介護の現場で働く人の就業環境の改善を図り、職場への定着化を図ります。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
介護人材育成研修助成事業	介護サービスを提供する事業所における人材不足を解消するため、介護職員初任者研修を対象にした「介護人材育成研修助成事業」と介護福祉士実務者研修を対象にした「介護人材育成研修（介護福祉士実務者研修）助成事業」により、受講料の全部又は一部を助成することで、介護職員の確保を図るとともに、地域介護の担い手の育成を推進します。	地域福祉 高齢課

③家族介護者への支援

- 家族介護者の心身の負担感を軽減するため、経済的支援や家族介護者の交流の機会の提供等に取り組めます。
- 介護離職をできる限り防ぐため、地域包括支援センター等において相談に応じるとともに、福祉総合相談センターと連携を図り、転職や介護終了後の復職、再就職に対する支援を行います。中でも、瑞穂巣南地区においては、瑞穂穂積地区より、「働き方の調整」をしている方が多く、「働きながらの介護の継続性」についても、「継続困難」と回答している方が多いことから、事業の優先順位等含め、地区の実情に合わせた施策の展開を推進します。
- 認知症高齢者及び介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケアなどを行うヤングケアラー等、複合的な問題をかかえる事案に対し、関係機関・団体などが連携し、早期発見や切れ目のない支援につながる取組を推進します。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
介護マークの活用促進	民生委員・児童委員の定例会や自治会長の会議、みずほケアマネサロン等の機会を通じ、介護中であることを周囲に理解してもらうための介護マークの周知を図ります。	地域福祉 高齢課

【具体的事業】

事業	内容					担当課
居宅介護者慰労事業	要介護3以上と判定されて6か月以上経過している人等を対象として、短期入所サービスを利用した場合に、自己負担額の9割を助成します(要件あり)。					地域福祉 高齢課
	指標	R3	R4	R5 (見込み)	R8	
	利用者数(人)	60	51	55	65	
介護者家族の会	介護に必要な基本知識や技術の普及とともに、介護者同士の交流や情報交換を図るため、介護者家族の会の側面的支援を実施します。					社会福祉 協議会

(3)在宅医療・介護連携の推進

本計画期間中にむかえる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる「2025年」、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する「2040年」に向けて、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域において継続して日常生活を送ることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供していく必要があります。

多職種協働により地域の関係機関との連携体制を強化し、在宅医療と介護の一体的提供を推進するとともに、退院後も在宅での生活に必要な医療や介護が切れ目なく提供されるよう、入院から退院、日常の療養、急変時、看取りの各場面で適切に対応できる体制の整備を行うことが求められています。また、市民が在宅医療を選択肢のひとつとして考えることができるようあらゆる機会を活用し、在宅医療に対する正しい知識の周知啓発を推進します。

①地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- 地域の医療機関や介護サービス事業所等の実情を把握し、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策等の検討を行います。

②切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

- 自宅で生活するために、適切な医療・介護サービスを切れ目なく提供できるよう、多職種連携研修会の実施等により、市、地域包括支援センター、医師会等と連携を密にし、顔の見える関係づくりを行うことで、円滑な在宅医療・介護連携を図ります。
- 近隣市町や近隣の医療機関等との連絡調整、情報交換に努め、広域連携が必要な事項についての協議を行います。
- 介護等を必要とする高齢者のニーズに対応し、地域の状況に合った包括的・継続的なケアを提供するための拠点である地域包括支援センターを中心として、研修会等を実施することにより介護支援専門員や居宅サービス事業者等と連携し、助言・指導を行い、職員の資質向上を図ります。
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるため、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備を検討します。

- 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、医療・介護関係者等からの相談に応じます。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
多職種連携研修会	医師会や地域包括支援センター等、多職種の参加による研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進に向けた方策を検討します。	地域福祉 高齢課

③在宅医療・介護に関する市民への普及啓発

- 市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、講座や講演会等を通じて周知を図ります。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
市民のための 在宅医療講座	在宅での介護や医療について、看護師や作業療法士等が市民を対象に講演し、知識の普及を図ります。	地域福祉 高齢課

(4)緊急時の支援体制の強化

近年多発している台風や豪雨等の大規模災害が相次いで発生している中、介護を必要とする人やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加により、災害時の福祉支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

そのため、災害に備え、避難支援が必要な高齢者の把握や避難支援訓練の実施等、地域における支援体制の強化を図ることが大切です。また、福祉避難所の整備や災害時の情報提供体制、避難誘導体制の整備等、災害発生時において迅速かつ円滑な支援を行うための確固たる仕組みを整備することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染症対策等、様々な観点において緊急時における高齢者の安全・安心対策が必要とされています。

①災害時支援体制の強化

- 災害時に適切な支援が行えるよう、福祉避難所の充実や避難行動要支援者の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員や介護サービス事業所等との連携により災害時の情報伝達体制、避難誘導体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の登録率向上に向けて、市民に対して周知を行います。
- 自治会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、避難行動要支援者の個別支援計画の適切なあり方、作成方法について協議し、災害時支援体制の強化を図ります。
- 迅速に情報伝達ができるよう、みずほ市民メールの登録を促します。

【具体的事業】

事業	内容	担当課
避難行動要支援者名簿	災害時等に自ら避難することが困難な人であって、避難支援を要する人の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新を行います。	市民協働安全課
福祉避難所	介護サービス事業所等と協定を結び、福祉避難所を開設します。 また、開設協定を締結する事業所の拡充を図るとともに、避難行動要支援者やその家族に対し、福祉避難所の周知を図ります。	地域福祉高齢課

②感染症対策の推進

- 介護サービス事業所等に対して、感染症対策に関する県の制度等の情報提供を行います。

(5)生活環境の確保

高齢化が進む中、高齢者が安全、安心、快適に暮らせる生活環境の確保が重要な視点となっています。

高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設や公共空間等の整備、住宅改修等への支援が必要となっています。また、経済的問題や社会的孤立を抱える高齢者に対して住まいや生活サービスが提供される支援体制の充実も求められます。

①公共施設や公共空間等におけるユニバーサルデザインの推進

- 公共施設等において、手すりや多目的トイレを設置する等、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた設備の改修や充実を行います。
- 道路や公園等の公共空間において、誰もが安心して利用することができるよう、バリアフリー化を図ります。

②高齢者の住まいの確保

- 関係機関等と連携し、高齢者のニーズに応じた住まいの確保に努めます。
- 住宅改修の効果的な利用を促進するとともに、住宅のバリアフリー化に関する情報提供を行います。
- 経済的な不安や社会的孤立等の問題を抱える高齢者に対し、低廉な家賃で入居できる住まいを提供します。

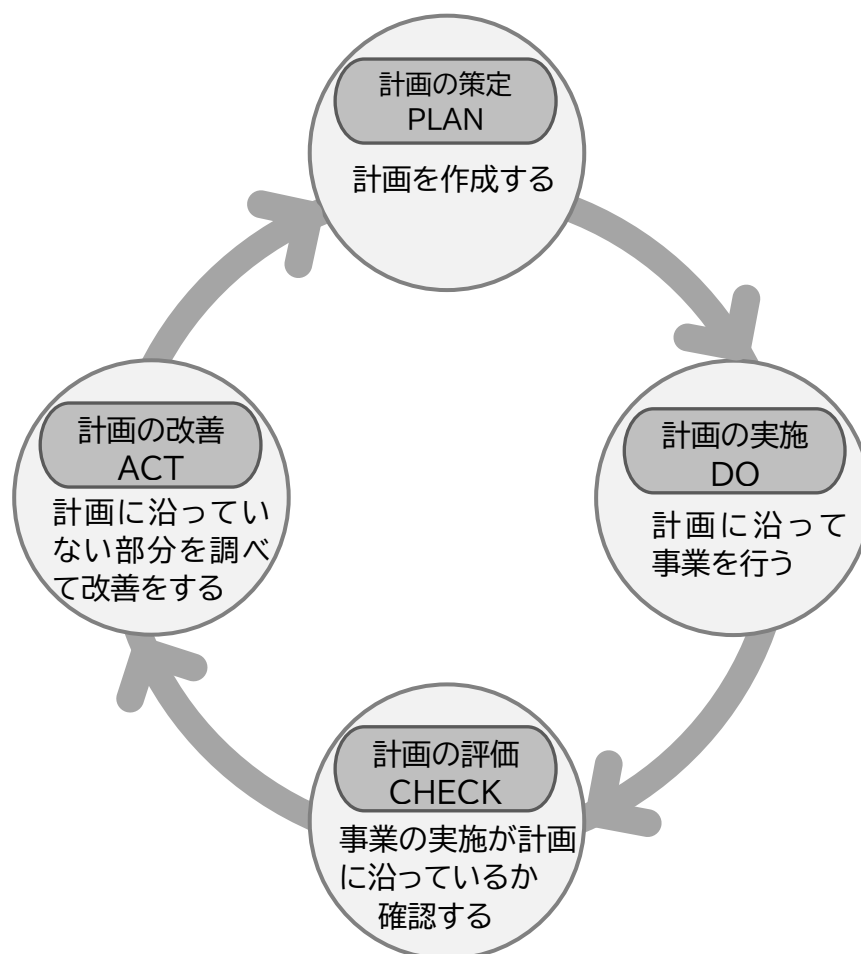
第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携強化

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、行政や関係機関、事業所、関係団体、地域住民等との連携を強化し、地域課題について情報を交換・共有することで、課題解決を図ります。

2. 計画の推進体制

本計画の着実な推進のため、PDCAサイクルを推進し、施策については、年度ごとに「老人福祉計画策定・推進委員会」において、数値目標や施策の達成状況の報告も踏まえ、定期的に本計画の進捗状況を確認し、計画の進行管理を行っていきます。



資料編

1. 瑞穂市老人福祉計画策定経過

年月日	主な内容
令和4年10月～ 令和5年1月	在宅介護実態調査の実施 (もとす広域連合による実施)
令和4年11月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 (もとす広域連合による実施)
令和5年1月～ 令和5年2月	介護人材実態調査の実施 担い手世代に関する調査の実施 (もとす広域連合による実施)
令和5年8月	団体ヒアリングシート調査の実施
令和5年10月10日	第1回 瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会の開催 (1)計画策定にあたって (2)高齢者を取り巻く現状と将来の姿 (3)計画の基本的な考え方について
令和5年12月6日	第2回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会の開催 (1)老人福祉計画素案について
令和6年1月10日 ～2月9日	パブリックコメントの実施
令和6年●月●日	第3回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会の開催 (1)パブリックコメント結果の報告について (2)老人福祉計画案について

2. 瑞穂市附属機関設置条例

平成 20 年 9 月 30 日
条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	担任する事務	委員 定数	委員選任基準	委員の 任期	庶務担当 部課名
市長	瑞穂市老人福祉 計画策定・推進 委員会	老人福祉計画の 策定及び推進に ついて調査及び 審議すること。	15 人 以内	保健、医療又は 福祉の関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適 当と認める者	3 年	健康福祉部 地域福祉 高齢課

3. 瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会名簿

団体	氏名	備考
もとす医師会	福田 信宏	会長
瑞穂市自治会連合会	坂之上 尚久	
瑞穂市民生委員・児童委員協議会	阿部 尚文	
瑞穂女性の会	小倉 妙子	
瑞穂市老人クラブ連合会	新井 正信	
社会福祉法人新生会 サンビレッジ瑞穂	玉城 栄之功	
社会福祉法人信和会 ほづみ園居宅介護支援事業所	井桁 泉	
(公社)瑞穂市シルバー人材センター	不破 俊美	
学校法人朝日大学 保健医療学部看護学科	中村 廣隆	副会長
岐阜地域福祉事務所 福祉課	松井 千賀子	
もとす広域連合 介護保険課	井尾 昌宏	
(社福)瑞穂市社会福祉協議会	牛嶋 恭子	
(社福)瑞穂市社会福祉協議会 地域包括支援センター	池田 実加	
市民	清水 由光	
市民	砂田 桂子	

※敬称略、順不同。

4. 用語解説

用語	解説
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のことです。
NPO	平成 10 年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。介護保険制度の導入に伴い、市民参加型在宅サービス組織等が介護保険事業者としての認可を受けるために、この法人格を取得するケースが増加しつつあります。
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐことです。また、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすることです。
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険サービスに加え、各種サービスの充実、地域の支え合いの体制づくりと併せて、要支援者から元気な高齢者までを対象として介護予防と日常生活の支援を切れ目なく提供する事業のことです。介護予防・日常生活支援総合事業には、訪問型サービス(身体介護や生活援助等)、通所型サービス(機能訓練やレクリエーション等)、地域住民主体によるサービス(見守りや緊急時の対応等)等のサービスを受けることができる「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者が参加できる「一般介護予防事業」があります。
かかりつけ医	地域住民に対して、日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理し、必要に応じて専門医療機関との連携を行う医師または医療機関のことです。
介護支援専門員(ケアマネジャー)	ケアマネジメントを行う資格取得者を指し、介護保険制度上、ケアプランの作成は、ケアマネジャーが行うこととされています。
通いの場	地域に開かれた団体であり、「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」のため、集会所等の場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場のことです。
キャラバン・メイト	認知症に関する知識の普及啓発、地域での見守り・支援を行う連携体制づくりを推進する人のことです。
共生型サービス	障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所でのサービスの利用ができるよう、高齢者や障がい者が共に利用できるサービス、仕組みのことです。
協議体	助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場のことです。
協働	お互いをパートナーとして手を取り合うことです。様々な立場の人々が、お互いを尊重し協力して、豊かで住みよい地域社会をつくることを指します。

用語	解説
居宅介護支援	介護を必要としている人が、自宅で適切にサービスを利用することができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整等を行います。
ケアプラン	「いつ」「どこで」「どのようなサービスを」「なんのために」「誰が」「どの程度」「いつまで行うのか」等、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」です。
ケアマネジメント	介護を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉等の多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うことです。
権利擁護	意思能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織(システム)、専門家等によって擁護をすること等です。
口腔機能	摂食・嚥下機能、味覚・触覚等の感覚機能、唾液分泌機能、発声機能、構音機能、平衡感覚を保つ、表情をつくる、脳への刺激、ストレスの発散等の総称。口腔機能の維持、向上、回復により、全身的な疾患の予防等が可能になります。
高齢化率	国連は 65 歳以上を高齢者としており、高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおおよそ 90～100 年で高齢社会(高齢化率 14%以上)に移行しているのに対して、我が国は 30 年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では、総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。
高齢者虐待	高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます。平成 18 年 4 月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性的虐待」を定義しています。
在宅医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設等を訪問して提供する医療行為の総称です。
サロン	地域で高齢者や障がい者(児)、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場のことです。また、地域で交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指します。

用語	解説
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。地域住民ほか、民生委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。
若年性認知症	認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。働き盛りの世代で発症するため、ご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴があります。
手段的自立度(IADL)	買い物、調整、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作のことをいいます。
シルバー人材センター	一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する上で、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人材のことです。特定の資格要件はないが、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある人、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人が担うこととされています。
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと(がん、脳血管疾患、心疾患等)で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。
成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行います。
多職種協働	地域の高齢者の在宅生活の支援に向け、適切かつきめ細かな医療・介護サービスを提供するため、医師、看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、介護福祉士、ケアマネジャー、ホームヘルパー等、医療・介護・福祉の分野に携わる多様な専門職が綿密な協働体制をとることを指します。

用語	解説
団塊の世代	第2次大戦後の昭和 22～24 年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和 51 年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約 800 万人おり、平成 14～16 年の出生数約 340 万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所している人を対象に、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、下記の掲げること等を検討する会議です。 ・医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。 ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。 ・共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげる。
地域資源	広義には民間企業や NPO、ボランティア団体等を含む幅広い事業体であり、狭義には介護・医療サービスの担い手となる団体や住民主体で高齢者の生活支援サービスを提供する団体・機関のことです。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される仕組みのことです。
地域包括支援センター	地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応等多様な機能を併せ持つ機関です。
日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心した生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続きの援助等を行う事業です。
認知症	脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー等の変性疾患と脳血管性認知症の大きく2つに分けられます。老化による機能の低下とは異なります。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のことです。
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことを指します。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人(サポーター)です。

用語	解説
認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症の人やその家族を支援する相談業務等役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。
バリアフリー化	障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことを指していますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。
PDCAサイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善します。
避難行動要支援者	災害発生時や災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難なため、特に支援を必要とする人のことです。
フレイル状態	病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康な状態と要介護状態の間の虚弱な状態のことを指します。
看取り	終末期を迎えた人に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和、軽減するとともに、人生の最期まで尊厳のある生活を支援することです。
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等です。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
養護老人ホーム	65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設のことです。
老人福祉センター	老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つ。地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するための利用施設のことです。設置される場所、目的等によって特A型、A型、B型の種別があります。

瑞穂市老人福祉計画
(瑞穂市高齢者生き生きプラン)
令和6年3月

発 行:岐阜県瑞穂市
編 集:瑞穂市 健康福祉部 地域福祉高齢課
〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府 1283 番地
(ココロかさなる CCN センター1階)
TEL:058-327-4126 FAX:058-327-4143